

## 高岡市地域防災計画（風水害・土砂災害・火災対策編）新旧対照表

旧（現行）	新（修正案）	備考
<p data-bbox="439 640 1026 703">高岡市地域防災計画</p> <p data-bbox="281 823 1190 886">風水害・土砂災害・火災対策編</p> <p data-bbox="537 1703 931 1755">令和<u>5</u>年<u>9</u>月改定</p>	<p data-bbox="1673 640 2261 703">高岡市地域防災計画</p> <p data-bbox="1516 823 2424 886">風水害・土砂災害・火災対策編</p> <p data-bbox="1768 1703 2163 1755">令和<u>8</u>年__月改定</p>	<p data-bbox="2398 430 2763 472">凡例：<u>下線</u> 修正箇所</p>

修正案

第1章 災害予防計画	第1章 災害予防計画	
第2節 地域力・市民力を生かした防災への取り組み（共助）	第2節 地域力・市民力を生かした防災への取り組み（共助）	
第1 自主防災組織等の取り組み	第1 自主防災組織等の取り組み	
<p>1 自主防災組織の取り組み</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <p>エ 防災知識の<u>(追加)</u>普及・啓発</p> <p>オ 防災訓練<u>(追加)</u>の実施</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 災害時の活動</p> <p>ア 情報収集・伝達（各防災会内） <u>(新設)</u></p> <p><u>イ</u> 初期消火</p> <p><u>ウ</u> 避難誘導</p> <p><u>エ</u> 被災者の救出及び救護活動</p> <p><u>オ</u> 傷病者、高齢者、障がい者、乳幼児など要配慮者の安全確保</p> <p>2 校下（地区）自主防災組織連絡協議会の取り組み</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1 自主防災組織の取り組み</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <p>エ 防災知識の<u>習得</u>、普及・啓発</p> <p>オ 防災訓練<u>(初期消火訓練、安否確認訓練、応急救護訓練、避難訓練、避難所開設・運営訓練等)</u>の実施</p> <p>(略)</p> <p><u>キ</u> 身近に避難できる場所の確保（届出避難所制度の活用）</p> <p><u>ク</u> 主体的に避難場所を解錠・開設可能な体制の整備（避難所ごとに担当する自主防災組織の決定、拠点避難場所での市職員、施設管理者及び自主防災組織担当者による事前現地確認）</p> <p>(2) 災害時の活動</p> <p>ア 情報収集・伝達（各防災会内）</p> <p><u>イ</u> <u>近所の安否確認</u></p> <p><u>ウ</u> 初期消火</p> <p><u>エ</u> 避難誘導</p> <p><u>オ</u> 被災者の救出及び救護活動</p> <p><u>カ</u> 傷病者、高齢者、障がい者、乳幼児など要配慮者の安全確保</p> <p>2 校下（地区）自主防災組織連絡協議会の取り組み</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <p>(略)</p> <p><u>エ</u> <u>地区防災計画の策定</u></p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>市災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>市災害対応検証を踏まえた修正</p>
第2 自主防災組織等に対する支援等	第2 自主防災組織等に対する支援等	
<p>1 自主防災組織等に対する支援等</p> <p>(1) 自主防災活動に対する支援</p> <p>市は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言や訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。<u>(新設)</u></p>	<p>1 自主防災組織等に対する支援等</p> <p>(1) 自主防災活動に対する支援</p> <p>市は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言や訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。<u>このほか、防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備や自主防災組織のニーズを踏まえた支援メニューの検討等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。</u></p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>

(2) 自主防災組織の育成・防災リーダーの育成  
(略)

また、地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取り組みは、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、地域の防災リーダーを育成する。

2 関係機関との連携等

(3) 地域の防災拠点づくりの推進

市は、小学校を単位とした地域の拠点避難所のほか、市民の誰もが気軽に訪れることができ、情報伝達や活動の拠点となる「道の駅」を地域の防災拠点として位置付ける。

また、市は、国及び県と連携し、防災機能を有する「道の駅」の機能強化に努める。

(新設)

第4章 その他の防災対策

1 要配慮者への配慮

(略)

近年、高齢者、障がい者、外国籍市民等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場所において、(追加) 要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

第3節 防災知識の普及及び訓練

第1章 防災教育

2 市民等に対する防災知識の普及

(1) 市民に対する防災知識の普及

災害発生時には、市民、市、関係機関が一体となり迅速な防災活動を行い、被害の軽減を図る必要がある。このため、市民が日頃から「自分の身は自分で守る」という意識を持ち防災

(2) 自主防災組織の育成・防災リーダーの育成  
(略)

また、災害時において重要な役割を担う自主防災組織や地域の防災リーダーの育成充実を図るため、次の内容を取り組む。

ア 市及び県で防災士養成研修やスキルアップ研修等を実施する。

イ 市が拠点避難所で避難所運営要員・施設管理者と合同の事前現地説明等を実施する。

ウ 地域において、防災の専門知識をもち、住民主体の地区防災計画の作成や避難所運営を推進する防災士を多く養成する。加えて、女性防災士の養成を推進し、女性の視点や経験を活かした防災活動の強化を図る。

エ 防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会等の開催など教育訓練を受ける機会や防災士同士が活動事例を共有する機会の提供に努める。

2 関係機関との連携等

(3) 地域の防災拠点づくりの推進

市は、小学校を単位とした地域の拠点避難所のほか、市民の誰もが気軽に訪れることができ、情報伝達や活動の拠点となる「道の駅」を地域の防災拠点として位置付ける。

また、市は、国及び県と連携し、防災機能を有する「道の駅」の機能強化に努める。

市内の防災機能を有する道の駅

駅名	所在地
万葉の里 高岡	高岡市蜂ヶ島 131-1

第4章 その他の防災対策

1 要配慮者への配慮

(略)

著しい高齢化の進行に加え、障がい者、外国籍市民等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場所において、福祉的な支援の充実や要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

第3節 防災知識の普及及び訓練

第1章 防災教育

2 市民等に対する防災知識の普及

(1) 市民に対する防災知識の普及

災害発生時には、市民、市、関係機関が一体となり迅速な防災活動を行い、被害の軽減を図る必要がある。このため、市は市民が日頃から「自分の身は自分で守る」という意識を持ち

県災害対応検証を踏まえた修正

施設を記載

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

<p>活動を行えるよう、市は以下の団体・組織に対して、専門家の知見も活用しながら、社会教育の機会創出及び防災知識の普及を働きかける。この際、<u>地域防災計画の概要版を作成・活用するなど</u>、子供から高齢者まで、分かりやすい周知に努める。</p> <p>また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性<u>(追加)</u>を周知するものとする。</p> <p>(2) 要配慮者等に対する防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど<u>(追加)</u>双方の<u>(追加)</u>視点に十分配慮する<u>(追加)</u>。</p> <p>(5) 関係機関における防災教育・訓練</p> <p>職員<u>(追加)</u>に対し、地震発生時の対応の基礎知識、応急対策及び各機関特有な防災対応等の教育に努め、<u>(追加)</u>とともに、市又は県が実施する防災訓練に積極的に参加するほか、各機関が定めた計画に基づいて訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 防災訓練の充実</p> <p>訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上、地震・津波等による被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえる、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように関係機関と連携する<u>(追加)</u>など<u>(追加)</u>実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>防災活動を行えるよう、以下の団体・組織に対して、専門家の知見も活用しながら、社会教育の機会創出及び防災知識の普及を働きかける。この際、<u>デジタル防災ガイド（「防災たかおか」、「こども防災たかおか」）などのデジタル技術を活用し、多様な場面で</u>子供から高齢者まで、分かりやすい周知に努める。</p> <p>また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果<u>や人流データの分析、県民アンケートで把握した令和6年能登半島地震における避難の実態</u>を示しながら、その危険性<u>や適切な避難行動の重要性</u>を周知するものとする。</p> <p>(2) 要配慮者等に対する防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど、<u>男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(5) 関係機関における防災教育・訓練</p> <p>職員<u>(災害時に参集し、災害対応業務に従事する職員を含む)</u>に対し、地震発生時の対応の基礎知識、応急対策及び各機関特有な防災対応等の教育に努め、<u>災害対応能力の向上を図るとともに、市又は県が実施する防災訓練に積極的に参加するほか、各機関が定めた計画に基づいて訓練を実施する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(6) 防災訓練の充実</p> <p>訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上、地震・津波等による被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境等について具体的な設定を行う。<u>また、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえる、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように関係機関と連携する、<u>発災初期の被害情報が限られた状況を想定する、積雪を想定する</u>など、<u>実災害の対応から得られた教訓や改善策、各種計画・マニュアル等を踏まえて</u>実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるものとする。</u></p> <p><u>(7) 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進</u></p> <p><u>地域の住民や事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、災害発生時における適切な住民の避難行動や避難先、避難所の開設・運営方法、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p>	<p>市災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>
--	---	---

## 第2 防災訓練

### 1 市職員の防災訓練計画

(略)

訓練名称	訓練内容
ア 総合防災訓練	災害時における防災活動の円滑な実施を期し、関係機関、住民、事業所等と連携し、消火、救出・救護、情報収集・伝達等各種の内容を包含した総合的なわがまち訓練
イ 職員参集訓練	勤務時間外の地震発生時における市職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するため行う訓練
ウ 災害対策本部設置・運営訓練	発災直後における災害対策本部の円滑な立ち上げや的確な情報収集・伝達、判断力等の養成を図る訓練
エ 消防訓練	消防機関が大規模災害を想定し、地域住民や消防団 <u>(追加)</u> と一体となって行う訓練
オ 避難訓練	児童・生徒、患者等が的確に避難できるように、学校・病院・社会福祉施設・介護老人保健施設等において、定期的実施する訓練
カ 水防訓練	洪水が予想される時期の前に行う、洪水の可能性のある地区において実施する訓練
キ 無線通信訓練	地震発生時に有線通信が不通になることを想定した、市地域防災無線機を用いる通信訓練 非常通信協議会を中心に無線設備の保守点検や柔軟かつ複数の非常通信ルートの見直しを含めた通信訓練 臨時災害放送局の開設に係る訓練
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

### 2 市民参加の防災訓練

(略)

(新設)

## 第3 業務継続計画（BCP）の策定

(新設)

市は、災害時に市の各部局の業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、適切な業務執行を行うことにより、市民の生命及び財産を守り、市民生活への影響を最小限とすることを目的に、業務継続計画（BCP）を策定し、災害時の迅速な復旧体制

## 第2 防災訓練

### 1 市職員の防災訓練計画

(略)

訓練名称	訓練内容
ア 総合防災訓練	災害時における防災活動の円滑な実施を期し、関係機関、住民、事業所等と連携し、消火、救出・救護、情報収集・伝達等各種の内容を包含した総合的なわがまち訓練
イ 職員参集訓練	勤務時間外の地震発生時における市職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するため行う訓練
ウ 災害対策本部設置・運営訓練	発災直後における災害対策本部の円滑な立ち上げや的確な情報収集・伝達、判断力等の養成を図る訓練
エ 消防訓練	消防機関が大規模災害を想定し、地域住民や消防団 <u>、必要に応じて隣接する消防署</u> と一体となって行う訓練
オ 避難訓練	児童・生徒、患者等が的確に避難できるように、学校・病院・社会福祉施設・介護老人保健施設等において、定期的実施する訓練
カ 水防訓練	洪水が予想される時期の前に行う、洪水の可能性のある地区において実施する訓練
キ 無線通信訓練	地震発生時に有線通信が不通になることを想定した、市地域防災無線機を用いる通信訓練 非常通信協議会を中心に無線設備の保守点検や柔軟かつ複数の非常通信ルートの見直しを含めた通信訓練 臨時災害放送局の開設に係る訓練
ク <u>情報収集・伝達訓練</u>	<u>災害時に効果的な防災活動を実施するため、無人航空機による情報収集や災害情報システムなどの取扱いの習熟に向けた訓練を実施する。併せて、電子機器が使えない事態等を想定し、紙の地図等を用いた情報のとりまとめ訓練等も実施する。また、必要に応じて複数の関係機関による合同訓練を実施する。</u>
ケ <u>避難所開設・運営訓練</u>	<u>市及び自主防災組織、防災士等は、事前に作成したマニュアル等を用いて避難所の開設・運営訓練を行う。</u>

### 2 市民参加の防災訓練

(略)

また、総合防災訓練には、住民や多くの機関が参加して実施することが効果的であるので、住民や関係機関は、総合防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領に基づいた適切な避難行動や避難所の開設・運営方法の習得に努めるものとする。

## 第3 業務継続計画（BCP）の策定

### 1 市の業務継続計画（BCP）

市は、災害時に市の各部局の業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、適切な業務執行を行うことにより、市民の生命及び財産を守り、市民生活への影響を最小限とすることを目的に、業務継続計画（BCP）を策定し、災害時の迅速な復旧体制

県災害対応検証を踏まえた修正

県災害対応検証を踏まえた修正

県災害対応検証を踏まえた修正

見出しの新設

<p>を構築する。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な<u>(追加)</u>訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた<u>(追加)</u>体制の見直し<u>(追加)</u>、計画<u>(追加)</u>の改定などを行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化<u>(追加)</u>するなど、災害時に活用できる人材を確保<u>(追加)</u>即応できる体制の整備に努める。また、<u>(追加)</u>退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）<u>(追加)</u>の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努めるとともに、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>を構築する。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な<u>資源の継続的な確保、メンテナンス、定期的な教育・訓練・点検等の実施、過去の災害等</u>を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた<u>業務実施体制・庁内外との連絡体制、各班の所掌等</u>の見直しや<u>D Xの促進、計画・マニュアル</u>などの改定などを行う。</p> <p><u>特に、市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制（動員体制の明確化、参集状況を踏まえたバックアップ体制の確立、参集可否の連絡方法等）、安否確認の実施基準・集約方法、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、施設設備（電源やエレベーター等）が使用不能となった場合の対応、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</u></p> <p>また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p><u>一方、国及び県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。</u></p> <p>市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化し、<u>更新するとともに、災害対応を体系的に習得できる仕組みを整備</u>するなど、災害時に活用できる人材を確保する。また、<u>高岡市業務継続計画に基づき、各部署による災害対応マニュアルを整備し、継続的に更新することで、担当者の変更時の情報共有、引継ぎ事項を明確化し、即応できる体制の整備に努める。</u>また、<u>市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）や災害対応に関する専門家の招集・活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努めるとともに、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。</u></p> <p><b>2 事業所及び企業等の事業継続計画（BCP）</b></p> <p><u>事業所及び企業等も企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるとともに、これらを具体化した事業継続計画（BCP）の策定・運用に努める。</u></p> <p><u>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害対応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</u></p> <p><u>このため、国、県及び市は、こうした取組みに資する情報提供等を進め企業防災分野の進</u></p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
---	--	--

<p><b>第4 各主体の役割</b></p> <p>1 市民 (略) <u>(新設)</u></p> <p>2 事業所・企業（各種施設管理者） (略) ウ <u>業務継続計画（BCP）の策定（追加）</u> <u>(新設)</u></p> <p><b>第4節 災害に強いまちづくり</b></p> <p>＜対策の方針（達成目標）＞ (略) その他、防災活動拠点の整備、公共施設の防災体制を整備するほか、住民情報のデータ保護に併せ、被災者支援システム<u>導入の検討</u>を行う。</p> <p><b>第1 災害に強いまちづくり</b></p> <p>2 風水害に強いまちづくり (略) <u>(新設)</u></p> <p><b>第2 防災活動拠点の整備</b></p> <p>2 地域型防災活動拠点の整備 また、避難・救援活動に必要な資機材については、計画的に配備するほか、現在防災用資機材を常備（今後の計画的配備分を含む。）している消防署・出張所及び消防団器具置場との連携を強化し、地域型防災活動拠点の機能強化を図る。 <u>(新設)</u>  (略)</p>	<p><u>展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。</u></p> <p><b>第4 各主体の役割</b></p> <p>1 市民 (略) <u>ク 総合防災訓練等への積極的参加</u></p> <p>2 事業所・企業（各種施設管理者） (略) ウ <u>事業継続計画（BCP）の策定・訓練</u> <u>エ 総合防災訓練等への積極的参加</u></p> <p><b>第4節 災害に強いまちづくり</b></p> <p>＜対策の方針（達成目標）＞ (略) その他、防災活動拠点の整備、公共施設の防災体制を整備するほか、住民情報のデータ保護に併せ、被災者支援システム<u>の適切な運用</u>を行う。</p> <p><b>第1 災害に強いまちづくり</b></p> <p>2 風水害に強いまちづくり (略) <u>オ 所有者不明土地の活用</u> <u>国土交通省、県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p> <p><b>第2 防災活動拠点の整備</b></p> <p>2 地域型防災活動拠点の整備 また、避難・救援活動に必要な資機材については、計画的に配備するほか、現在防災用資機材を常備（今後の計画的配備分を含む。）している消防署・出張所及び消防団器具置場との連携を強化し、地域型防災活動拠点の機能強化を図る。 <u>資機材の整備に当たっては、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u> (略)</p>	<p>県地域防災計画の記載に合わせ修正</p> <p>県地域防災計画の記載に合わせ修正</p> <p>実態に合わせ修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p> <p>県地域防災計画の記載に合わせ修正</p>
--	--	--

<p><b>第3 代替性を備えた緊急輸送道路の確保</b></p> <p>(略)</p> <p>国、県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。さらに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国 <u>(追加)</u> が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第3 代替性を備えた緊急輸送道路の確保</b></p> <p>(略)</p> <p>国、県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。さらに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国 <u>〔経済産業省、総務省〕</u> が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>
<p><b>第4 市民・事業者等による防災まちづくりの推進</b></p> <p><b>2 事業所・企業の取り組み</b></p> <p>ウ <u>災害危険箇所、地すべり危険箇所</u>等の開発行為に適合しない区域は、開発計画に含めないようにする。また、やむを得ず含める場合は、必要な安全対策を行うこととする。</p>	<p><b>第4 市民・事業者等による防災まちづくりの推進</b></p> <p><b>2 事業所・企業の取り組み</b></p> <p>ウ <u>土砂災害特別警戒区域</u>の開発行為に適合しない区域は、開発計画に含めないようにする。また、やむを得ず含める場合は、必要な安全対策を行うこととする。</p>	<p>国の呼称に合わせた修正</p>
<p><b>第5 その他の防災対策</b></p> <p><b>2 住民情報等のデータ保護</b></p> <p>エ 被災者支援システムの<u>導入の検討</u>を行う。</p> <p><b>3 その他の二次災害の防止</b></p> <p>(3) <b>建築物の安全化</b></p> <p>平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>第5 その他の防災対策</b></p> <p><b>2 住民情報等のデータ保護</b></p> <p>エ 被災者支援システムの<u>適切な運用</u>を行う。</p> <p><b>3 その他の二次災害の防止</b></p> <p>(3) <b>建築物の安全化</b></p> <p>平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。</p> <p><u>国、県及び市並びに施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設並びに学校、医療機関及び消防施設等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。</u></p>	<p>実態に合わせ修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>
<p><b>第6節 防災機関における通信手段の確保</b></p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;対策の方針（達成目標）&gt;</p> <p>市は、防災行政無線、衛星通信など、特性の違う複数の情報伝達手段の導入、整備を図る。また、停電対策、関係機関との連携による代替通信手段を確保できる体制を整備する <u>(追加)</u>。</p> </div>	<p><b>第6節 防災機関における通信手段の確保</b></p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;対策の方針（達成目標）&gt;</p> <p>市は、防災行政無線、衛星通信など、特性の違う複数の情報伝達手段の導入、整備を図る。また、停電対策、関係機関との連携による代替通信手段を確保できる体制を整備する <u>とともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築による防災対策を推進する。</u></p> </div>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>
<p><b>第1 通信設備の整備等</b></p> <p><b>6 その他通信設備の整備</b></p> <p>(4) <b>停電対策</b></p> <p>商用電源停電時も通信設備に支障の無いように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直</p>	<p><b>第1 通信設備の整備等</b></p> <p><b>6 その他通信設備の整備</b></p> <p>(4) <b>停電対策</b></p> <p>商用電源停電時も通信設備に支障の無いように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直</p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>

<p>流電源設備等 <u>(追加)</u> を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>(7) その他 (略) <u>(新設)</u></p>	<p>流電源設備等の <u>非常用電源</u> の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) その他 (略) <u>また、通信が途絶している地域で応援部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。</u></p>	<p>実態に合わせ修正</p> <p>県災害対応検証を踏 まえた修正</p>
<b>第 8 節 避難所事前対策</b>		
<b>第 1 避難所の指定等</b>		
<b>2 避難所の指定</b>		
<p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>市は、災害種別に応じて災害及びその二次災害の恐れのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う避難所開設運営要員を定める等管理体制を整備する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>市は、災害種別に応じて災害及びその二次災害の恐れのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う避難所開設運営要員を定める等管理体制を整備する</p> <p><u>また、市は避難者が迅速に避難できるよう、市の職員や施設管理者が不在でも拠点避難所等(小・中学校等)の指定緊急避難場所を解錠できる地震解錠ボックスの整備や、自主防災組織と連携した解錠等について定着に努めるとともに、施設内の安全確認手順を整理し、自主防災組織と共有するよう努めるものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画の 記載に合わせ修正</p>
<p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数及び家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、その標識の見方に関する周知に努めるものとする。</u></p>	<p>県地域防災計画の記 載に合わせ修正</p> <p>国の防災基本計画の 記載に合わせ修正</p>
<p>(3) 福祉避難所</p> <p>市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努める <u>(追加)</u> ものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(3) 福祉避難所</p> <p>市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるとともに、<u>要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める</u> ものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>市は、福祉避難所への円滑な避難のため、県が作成する各施設の設備や利用可能なスペースのリストをもとに、施設ごとに受け入れることが可能な要配慮者を明確化するとともに、県や</u></p>	<p>市災害対応検証を踏 まえた修正</p> <p>国の防災基本計画の</p>

<p><b>4 避難所の開設体制等の整備</b> (略)</p> <p>カ 災害時に迅速な対応が可能となるよう、地域住民・避難所管理者・避難所運営要員等の参加による、実践的 <u>(追加)</u> な避難所運営訓練を実施する。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>5 避難所における施設・設備の整備</b></p>	<p><u>関係機関との意見交換、情報共有を行う。さらに、福祉避難所の確保や要配慮者の福祉避難所への直接避難に関する国及び県の取組、要配慮者の避難に関する好事例を参考に、福祉避難所の整備に努めるものとする。</u></p> <p><b>4 避難所の開設体制等の整備</b> (略)</p> <p>カ 災害時に迅速な対応が可能となるよう、地域住民・避難所管理者・避難所運営要員等の参加による、実践的・<u>定期的</u>な避難所運営訓練を実施する。</p> <p><u>キ 市は、県が作成する広域避難における関係機関の連携・協力体制や避難先の開設運営方法、広域避難者の受入市における広域避難者への支援の範囲等に関するマニュアルをもとに、市のマニュアルの整備に努めるものとする。他市町村からの避難者の情報を市町村間で共有するために、広域避難者を管理するシステムの活用を検討する。</u></p> <p><u>また、災害時に災害対策本部等で使用する予定のある施設や災害拠点病院等の防災上重要な施設では、避難者の受け入れが困難であることを平常時から周知するとともに、誤って施設を訪れた避難者への対応を事前に定めておくものとする。</u></p> <p><u>ク 市は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有する専門家、NPO・ボランティア・民間事業者等との定期的な情報交換を行い、連携を強化し、円滑な避難所運営ができる体制の整備に努める。</u></p> <p><u>市及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを迅速に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市は、県が作成する避難所運営マニュアル策定指針を参考に、関係機関と避難所の環境改善や運営体制などの避難所のあり方について検討し、避難所運営マニュアルの見直しを行うものとする。また、避難所における感染症対策など、新たな課題が生じた場合には、速やかにマニュアルを改正するよう努める。</u></p> <p><u>ケ 市は、国や県の実証事業やマイナンバーなどを活用した先行事例等を踏まえ、避難所運営や避難者情報管理のデジタル化の推進に努める。</u></p> <p><u>コ 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置することなど、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>サ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置することなど、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や、車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p><b>5 避難所における施設・設備の整備</b> <u>市は、指定避難所において避難住民の生活環境を確保するため、あらかじめトイレ、キッチン</u></p>	<p>記載に合わせ修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
--	--	---------------------------------------

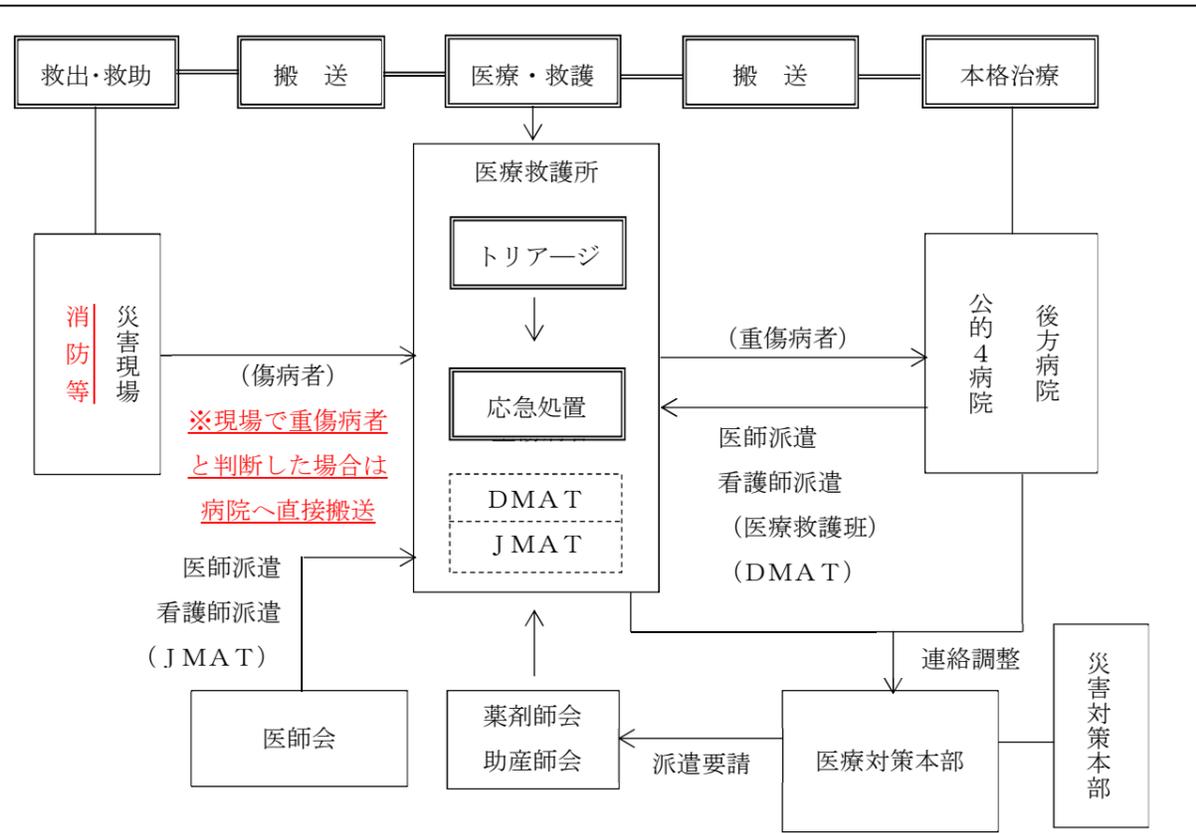
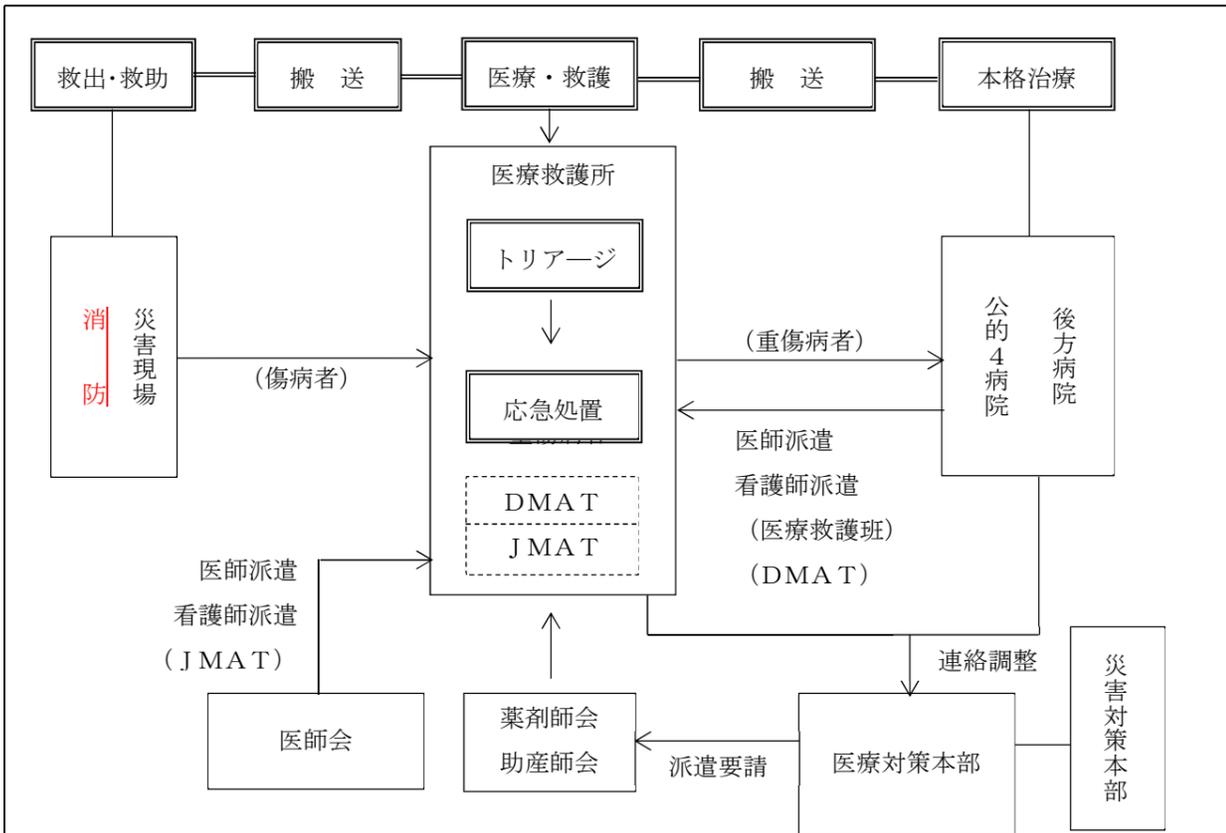
<p><u>(新設)</u></p> <p>(1) 避難所 (略)</p> <p>ウ 仮設(携帯)トイレ、<u>(追加)</u>非常用発電機、照明設備、給水用機材、暖房器具、毛布、マスク、消毒液、生理用品、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資の備蓄及び供給体制の整備 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>ン、ベッド、シャワー等の避難所の環境改善に必要な機能を整理し、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。</u></p> <p><u>また、市は、必要な施設、設備の確保のため、民間事業者等との災害時応援協定の締結を推進する。</u></p> <p>(1) 避難所 (略)</p> <p>ウ 仮設(携帯)トイレ、<u>マンホールトイレ、マット、ガス設備、</u>非常用発電機、照明設備、給水用機材、暖房器具、毛布、マスク、消毒液、生理用品、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資の備蓄及び供給体制の整備 (略)</p> <p><u>カ ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるものとする。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮し、便利で使いやすい備蓄品を導入するなど、令和6年能登半島地震における課題や県民アンケートの結果を踏まえ品目・数量(備蓄の拡充)を検討する。</u></p> <p><u>また、キッチンカー団体やキッチンカーを保有する民間事業者との災害応援協定の締結等により、温かい食事を提供できる体制を整備する。</u></p> <p><u>さらに、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</u></p> <p><u>キ 令和6年能登半島地震において活用されたトイレカー、断水時に使用可能な水循環型シャワー等の整備について検討する。</u></p> <p><u>ク 必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備や健康管理に役立つ体温計や血圧計、体重計等の設置に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努める。</u></p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p><b>第9節 災害時孤立集落対策</b></p> <p><b>第1 災害時における集落の孤立に対する備え</b></p> <p>1 孤立の可能性のある集落の把握、情報の周知・啓発</p> <p>(1) 孤立が予想される集落の把握 迂回路のない集落について、周辺の集落・避難所等と接続する道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある集落 <u>(追加)</u> を事前に把握する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 土砂災害ハザードマップの作成配布 <u>危険箇所</u>、土砂災害の前兆現象、避難方法等を土砂災害ハザードマップの作成・配布により住民へ周知する。</p>	<p><b>第9節 災害時孤立集落対策</b></p> <p><b>第1 災害時における集落の孤立に対する備え</b></p> <p>1 孤立の可能性のある集落の把握、情報の周知・啓発</p> <p>(1) 孤立が予想される集落の把握 迂回路のない集落について、周辺の集落・避難所等と接続する道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある集落 <u>と各集落の課題</u> を事前に把握する。</p> <p><u>また、防災関係機関や民間事業者と連携し、孤立集落の発生状況に対する上空からの把握や、無人航空機等による物資輸送等を行える体制の整備を推進するとともに、万一に備えた救助計画を策定し、訓練を実施するものとする。</u></p> <p>(2) 土砂災害ハザードマップの作成配布 <u>土砂災害警戒区域等</u>、土砂災害の前兆現象、避難方法等を土砂災害ハザードマップの作成・配布により住民へ周知する。</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>国の呼称に合わせた</p>

<p><b>3 避難体制の整備等</b></p> <p>(1) 幹線道路や集落へのアクセス道路網の<b>整備</b>  <u>被災によって孤立する可能性のある集落へのアクセス道路の整備を行う。</u></p> <p>(2) 避難誘導体制の確立等      避難所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、日頃から関係住民への周知を図り、速やかに避難できるよう、避難圏域・避難路を考慮した避難計画の策定、防災行政無線等の<b>整備</b>を進める。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>3 避難体制の整備等</b></p> <p>(1) 幹線道路や集落へのアクセス道路網の<b>検討・管理</b>  <u>道路管理者は、道路ネットワークが脆弱な地域への対応を考慮した道路啓開計画を検討し、計画的な道路整備の検討及び道路寸断の要因となる倒木の適切な管理に努めるものとする。</u>  <u>また、市及び県は、季節や気象条件を考慮した孤立集落へのアクセス方法を検討し、空や海からの救助・物資輸送を想定したヘリコプターの離着陸やエアクッション艇の揚陸が可能な地点の調査に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 避難誘導体制の確立等      避難所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、日頃から関係住民への周知を図り、速やかに避難できるよう、避難圏域・避難路を考慮した避難計画の策定、防災行政無線等の<b>活用</b>を進める。</p> <p>(略)</p> <p><b>(6) 防災力向上への支援</b>  <u>市は、孤立化のおそれのある集落における地区防災計画の策定や、停電や断水等のライフラインの途絶に対応できるオフグリッド化のための資機材整備等による自主防災組織の防災力向上への支援に取り組む。</u></p> <p><b>(7) 対応手順の整理</b>  <u>複数箇所集落が孤立化することを想定し、行政としての対応手順（集落内の状況確認体制、道路啓開等の優先順位の基本的な考え方等）を整理する。</u></p>	<p>修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>実態に合わせ修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p><b>第 10 節 要配慮者の安全確保</b></p>	<p><b>第 10 節 要配慮者の安全確保</b></p>	
<p><b>第 1 要配慮者の支援体制の構築</b></p>	<p><b>第 1 要配慮者の支援体制の構築</b></p>	
<p><b>3 県の取り組み</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 外国人の安全確保対策      日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、<u>(追加)</u>日頃からの防災知識の普及・啓発に努めるとともに、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。      また、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人支援のボランティアの育成に努める。      県及び市は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める <u>(新設)</u>。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>3 県の取り組み</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 外国人の安全確保対策      日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、<u>デジタル技術も活用して</u>日頃からの防災知識の普及・啓発に努めるとともに、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。      また、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人支援のボランティアの育成、<u>外国人の居住地の把握</u>に努める。      県及び市は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努めるとともに、<u>富山県災害多言語支援センター・NPO等の通訳ボランティアと連携した避難所運営訓練の実施や、多言語翻訳機やアプリなどの活用を検討する。</u>  <u>県は、外国人への適切な情報提供に向け、デジタル技術の活用や情報伝達手段の多重化、多</u></p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>

<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>4 市の取り組み</b></p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の作成等について</p> <p>オ 適正な情報管理のための措置について</p> <p>市は、地域防災計画に定めるところにより、市消防本部、高岡警察署、福祉専門職、民生委員・児童委員、高岡市社会福祉協議会、地区・校下社会福祉協議会、高岡市地域包括支援センター、自治会、自主防災組織等避難支援等に係る関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、又は市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するものとする。<u>(追加)</u> その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>キ 個別避難計画の作成</p> <p>市は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民 <u>(追加)</u> 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。<u>(追加)</u> (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(7) 保健・福祉対策</p>	<p><u>様化を図るとともに、外国人向けの防災情報を取りまとめたウェブサイトについて、県内企業のほか宿泊・観光事業者へ周知する。</u></p> <p><u>県は、市向けの避難所運営研修や自主防災リーダー研修等において、外国人避難者を想定した避難所運営に関する研修を行う。</u></p> <p><u>県と公益財団法人とやま国際センターは、県内の外国人支援を円滑に行うため、「富山県災害多言語支援センター設置ガイドライン」に基づき、富山県災害多言語支援センターの設置・運用に関する初動対応訓練を実施するとともに、被災経験や訓練を踏まえてガイドラインの継続的な見直しに努める。</u></p> <p><b>(5) 要支援者の避難に関する好事例の共有等</b></p> <p><u>市は、避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう、要支援者の避難に関する好事例を参考に、市の抱える課題解決に向け検討する。</u></p> <p><b>(6) 保健師等による健康管理</b></p> <p><u>市は、富山県の災害時の保健活動マニュアルを参考に、災害時保健活動マニュアルを作成するとともに、平常時から災害時に備えた体制整備を行う。</u></p> <p><b>4 市の取り組み</b></p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の作成等について</p> <p>オ 適正な情報管理のための措置について</p> <p>市は、地域防災計画に定めるところにより、市消防本部、高岡警察署、福祉専門職、民生委員・児童委員、高岡市社会福祉協議会、地区・校下社会福祉協議会、高岡市地域包括支援センター、自治会、自主防災組織等避難支援等に係る関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、又は市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するものとする。<u>また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等について一層の充実を図る。</u> その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>キ 個別避難計画の作成</p> <p>市は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。<u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u> (略)</p> <p><u>市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を積極的に活用するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>市は、個別避難計画に係る取組みに関して、県からの事例や留意点などの提示、研修会への参加等を通じて取り組むものとする。</u></p> <p>(7) 保健・福祉対策</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
--	---	---

<p>イ 福祉対策 <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>(8) 防災教育・防災訓練 要配慮者の災害時等の支援について、<u>「災害時要援護者避難支援計画」等により(追加)</u>普及、啓発に努める<u>(追加)</u>。また、要配慮者の避難訓練を実施する。</p>	<p>イ 福祉対策 <u>市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(8) 防災教育・防災訓練 要配慮者の災害時等の支援について、<u>(削除)災害時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努めるとともに要配慮者自身による自助対策(家具の固定、備蓄品や持ち出し品の用意、近所との関係づくりなど)を推奨するものとする。</u>また、要配慮者の避難訓練を実施する。</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<b>第12節 救急・救助体制の整備</b>		
<b>第1 救急・救助体制の確保</b>		
<b>3 市の取り組み</b>		
<p>(6) 医療機関との連携体制</p> <p>ア 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制 同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、広域災害救急医療情報システム<u>(追加)</u>を活用する等、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。 <u>(追加)</u></p>	<p>(6) 医療機関との連携体制</p> <p>ア 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制 同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、広域災害救急医療情報システム<u>(EMIS※)</u>を活用する等、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。 <u>※Emergency Medical Information Systemの略称</u> <u>災害拠点病院をはじめとした医療機関、医療関係団体、消防機関、保健所、市等との情報ネットワーク化及び国、都道府県間との広域情報ネットワーク化を図り、災害時における被災地内、被災地外の医療機関の活動状況など、災害医療に関わる情報を収集・提供し被災地域での迅速かつ適切な医療・救護活動を支援することを目的としたシステム</u></p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<b>第13節 医療救護体制の整備</b>		
<b>第1 医療救護体制の整備</b>		
<b>2 県の取り組み</b>		
<p>(2) 後方病院の整備</p> <p>イ 災害時に備え、災害拠点病院以外の医療機関の広域災害・救急医療情報システムへの登録促進に努める。</p> <p>(3) 救急連絡体制の確立 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(2) 後方病院の整備</p> <p>イ 災害時に備え、災害拠点病院以外の医療機関の広域災害・救急医療情報システム<u>(EMIS)</u>への登録促進に努める。</p> <p>(3) 救急連絡体制の確立 <u>ア 後方病院等の被災状況や重症患者の受入れ情報については、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用して共有する。</u> <u>イ 市及び県は、医療機関等に対し、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)への情報入力を定期的に呼びかける。</u></p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>

<p><b>3 市の取り組み</b></p> <p>(1) 医療救護体制の整備  災害から市民の生命や健康を守るため、<u>災害対策本部が設置された場合は</u>医療対策本部を設置するものとし、円滑な医療救護活動を行う体制の整備を図る。<u>(新設)</u></p> <p>また、災害時には、医療救護所〔初期救急医療（トリアージをともなう医療救護活動）を行う場所〕の設置を行う。<u>(追加)</u></p> <p><b>4 医療機関等の取り組み</b></p> <p>(3) 災害拠点病院</p> <p>イ 基幹災害拠点病院  (略)</p> <p>・基幹災害拠点病院は、<u>高岡市民病院</u>災害時の患者受入れ、水・医療資器材等の備蓄等に係る施設、設備の整備に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。</p>	<p><b>3 市の取り組み</b></p> <p>(1) 医療救護体制の整備  災害から市民の生命や健康を守るため、<u>災害対策本部設置後、本部長の要請に応じ</u>医療対策本部を設置するものとし、円滑な医療救護活動を行う体制の整備を図る。<u>なお、市医師会及び公的病院等は、災害対策本部と通信の途絶等のため、要請を待って設置すると、医療救護の時機を失する場合等、緊急でやむを得ない場合においては、本部長の要請を待たずに、医療対策本部を設置するものとする。</u></p> <p>また、災害時には、医療救護所〔初期救急医療（トリアージをともなう医療救護活動）を行う場所〕の設置を行う。<u>そして、大規模災害時に、県が保健医療福祉調整本部を立ち上げた際、市は県・厚生センター、医師会等と保健医療福祉に関する情報収集・課題分析、受援の調整等を連携し実施する体制を整える。</u></p> <p><b>4 医療機関等の取り組み</b></p> <p>(3) 災害拠点病院</p> <p>イ 基幹災害拠点病院  (略)</p> <p>・基幹災害拠点病院は、<u>(削除)</u>災害時の患者受入れ、水・医療資器材等の備蓄等に係る施設、設備の整備に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。</p>	<p>市災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>市災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>誤字の修正</p>
<p><b>第2 災害時における医療体制</b></p> <p><b>1 医療対策本部の設置</b></p> <p>災害時において、災害対策本部のもとに<u>(追加)</u>医療対策本部を設置する。<u>(新設)</u></p>	<p><b>第2 災害時における医療体制</b></p> <p><b>1 医療対策本部の設置</b></p> <p>災害時において、災害対策本部のもとに<u>本部長の要請に応じ</u>医療対策本部を設置する。<u>なお、市医師会及び公的病院等は、災害対策本部と通信の途絶等のため、要請を待って設置すると、医療救護の時機を失する場合等、緊急でやむを得ない場合においては、本部長の要請を待たずに、医療対策本部を設置するものとする。</u></p>	<p>市災害対応検証を踏まえた修正</p>



市災害対応検証を踏  
まえた修正

## 2 初動医療体制の確保

### (1) 医療救護所の設置

災害時には、救護所〔初期救急医療（トリアージをともなう医療救護活動）を行う場所〕の設置を行う。救護所における医療救護活動は、原則として医師の指示により行う。

救護所を開設する予定の医療拠点は、伏木中学校、戸出中学校、高岡市急患医療センター、博労小学校、下関小学校、福岡小学校の6箇所とし、医療対策本部が被害状況を調査し、開設を決定する。

災害時には、医療救護所に集中的に医師、看護師、医療資器材を配置するとともに、後方病院へ傷病者搬送のための救急車を配置する。

### (2) 救急班

救急班は、消防本部が組織する救急隊・救助隊をもって充てる。

## 2 初動医療体制の確保

### (1) 医療救護所の設置

災害時には、救護所〔初期救急医療（トリアージをともなう医療救護活動）を行う場所〕の設置を行う。救護所における医療救護活動は、原則として医師の指示により行う。

救護所を開設する予定の医療拠点は、伏木中学校、戸出東部小学校、能町小学校、博労小学校、下関小学校、福岡小学校の6箇所とし、医療対策本部が被害状況を調査し、開設を決定する。

災害時には、医療救護所に集中的に医師、看護師、医療資器材を配置するとともに、後方病院へ傷病者搬送のための車両を要請する。

### (2) 救急班

救急班は、消防本部が組織する救急隊・救助隊、公的病院、地域住民、自主防災組織等が協力してあたる。

市災害対応検証を踏  
まえた修正

## 第14節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策

(略)

### <対策の方針（達成目標）>

市及び各道路管理者は、日常・臨時・定期点検等を行い、道路施設の状況を把握し、災害予防のため必要な修繕や計画的な施設の耐震対策を実施する(追加)。また、被災時の道路機能を維持するため、道路管理者は連携して緊急輸送道路の整備等により、代替性が高い道路整備に

## 第14節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策

(略)

### <対策の方針（達成目標）>

市及び各道路管理者は、日常・臨時・定期点検等を行い、道路施設の状況を把握し、災害予防のため必要な修繕や計画的な施設の耐震対策を実施するとともに、被害が生じた場合に備え、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努める。また、被災時の道路機能を維持するため、道路

県災害対応検証を踏  
まえた修正

<p>努める。</p>	<p>管理者は連携して緊急輸送道路の整備等により、代替性が高い道路整備に努める。</p>	
<p><b>第 15 節 港湾等における風水害対策</b></p>	<p><b>第 15 節 港湾等における風水害対策</b></p>	
<p>(略)</p> <p>そのため、高潮又は波浪、富山湾特有の寄り回り波（日本海北部の北寄りの風によって発生した波が伝搬して「うねり」となって富山湾に侵入するもの）<u>(追加)</u>による浸水被害発生を防止するため、港湾法、漁港漁場整備法その他関係法令の定めるところにより、港湾・漁港施設の整備を計画的に行っていくことが必要である。</p>	<p>(略)</p> <p>そのため、高潮又は波浪、富山湾特有の寄り回り波（日本海北部の北寄りの風によって発生した波が伝搬して「うねり」となって富山湾に侵入するもの）<u>及び気候変動の影響</u>による浸水被害発生を防止するため、港湾法、漁港漁場整備法その他関係法令の定めるところにより、港湾・漁港施設の整備を計画的に行っていくことが必要である。</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p>&lt;対策の方針（達成目標）&gt;</p> <p>国及び県は、風水害の発生に備え防災体制を確立し、災害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と協定を結び対応の整備を図る。<u>(新設)</u></p>	<p>&lt;対策の方針（達成目標）&gt;</p> <p>国及び県は、風水害の発生に備え防災体制を確立し、災害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と協定を結び対応の整備を図る。<u>また、関係者で協働した気候変動対応策の計画的な実施を推進する。</u></p>	<p>国の呼称に合わせた修正</p>
<p><b>第 16 節 土砂災害予防</b></p>	<p><b>第 16 節 土砂災害予防</b></p>	
<p>市は、市民へ<u>土砂災害の危険箇所</u>等を周知するとともに、土砂災害警戒区域等において土砂災害防止対策を推進することで、土砂災害への危険性の低減に努めることが必要である。</p>	<p>市は、市民へ<u>土砂災害警戒区域</u>等を周知するとともに、土砂災害警戒区域等において土砂災害防止対策を推進することで、土砂災害への危険性の低減に努めることが必要である。</p>	<p>国の呼称に合わせた修正</p>
<p>&lt;対策の方針（達成目標）&gt;</p> <p>市は、県の協力のもと、地すべり・がけ崩れ防止や堤防強化など山地や河川の安全確保対策を推進する<u>(追加)</u>。</p> <p>(略)</p>	<p>&lt;対策の方針（達成目標）&gt;</p> <p>市は、県の協力のもと、地すべり・がけ崩れ防止や堤防強化など山地や河川の安全確保対策を推進するとともに、<u>国、県及び市は、発災後の点検体制（対象施設、実施期限、結果の共有方法等）の強化と継続的な見直し、マニュアルの作成等に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p><b>第 1 土砂災害予防に関する取り組み</b></p>	<p><b>第 1 土砂災害予防に関する取り組み</b></p>	
<p><b>1 土砂災害警戒区域等の指定及び措置</b></p> <p>(2) 土砂災害警戒区域における措置</p> <p>(略)</p> <p>イ <u>危険箇所</u>のうち、危険度が高く、保全対象となる人家又は公共的な施設の多い箇所及び溪流から順次、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、有害行為を規制するとともに、積極的に対策工事を実施する。</p>	<p><b>1 土砂災害警戒区域等の指定及び措置</b></p> <p>(2) 土砂災害警戒区域における措置</p> <p>(略)</p> <p>イ <u>土砂災害が発生するおそれのある区域</u>のうち、危険度が高く、保全対象となる人家又は公共的な施設の多い箇所及び溪流から順次、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、有害行為を規制するとともに、積極的に対策工事を実施する。</p>	<p>国の呼称に合わせた修正</p>
<p><b>3 災害危険区域における措置</b></p> <p>(1) <u>急傾斜地崩壊危険箇所</u></p> <p><u>傾斜 30 度以上、高さ 5 m 以上の急傾斜地に面し、人家 5 戸以上等に被害を及ぼす恐れのある箇所に加え、人家戸数 5 戸未満も含めた箇所を急傾斜地崩壊危険箇所という。</u></p>	<p><b>3 災害危険区域における措置</b></p> <p>(1) <u>急傾斜地崩壊危険区域</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>国の呼称に合わせた修正</p>

<p><u>また</u>、急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条により指定された区域である。 (略)</p> <p>(2) <u>地すべり危険箇所</u> <u>地すべり地域の面積が5ha（市街化区域又は用途地域では2ha）以上で、地すべりを助長し、若しくは誘発し、被害を及ぼすおそれのある箇所を地すべり危険箇所という。</u> <u>また</u>、地すべり防止区域は、地すべり等防止法第3条により指定された区域である。 (略)</p> <p>(3) <u>土石流危険渓流</u> <u>土石流危険渓流とは、土石流が発生する危険性があり、人家（人家がなくても官公署、学校、駅、旅館、発電所等のある場所を含む）に被害を及ぼす恐れのある渓流をいう。</u></p> <p><b>4 安全対策の推進</b></p> <p>ア 県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、<u>土砂災害危険箇所</u>等について調査、研究を実施し、その実態把握及び精度向上に努めるとともに、その資料、情報を市及びその他防災関係機関に提供する。また、同法第4条第1項の規定による基礎調査の結果を公表するものとする。なお、基礎調査が完了した後は、おおむね五年ごとに基礎調査の実施が必要であり、高精度な地形情報等を用いて、土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出に努めるものとする。 (略)</p> <p>オ 県は、<u>危険箇所</u>のうち、危険度が高く、保全対象となる人家又は公共的な施設の多い箇所及び溪流から順次、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、有害行為を規制するとともに、積極的に対策工事を実施する。 (略)</p> <p>コ 危険箇所のうち、危険度が高く保全対象となる人家又は公共的な施設の多い<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>について、積極的に対策工事を実施する。 (略)</p> <p><b>6 市民への土砂災害についての周知</b></p> <p>市は、<u>危険箇所</u>等について、市民に周知徹底を図るとともに、危険防止に努める。 当該<u>危険箇所</u>等の巡視を行い、がけ崩れ等による危険の早期発見に努め、また、がけ崩れ、地すべり及び土石流等に関する情報、日常の防災活動、降雨時の対応等について、ハザードマップ、広報紙等を積極的に活用して地域住民に周知徹底を図る。</p>	<p><u>(削除)</u> 急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条により指定された区域である。 (略)</p> <p>(2) <u>地すべり防止区域</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u> 地すべり防止区域は、地すべり等防止法第3条により指定された区域である。 (略)</p> <p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p><b>4 安全対策の推進</b></p> <p>ア 県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、<u>土砂災害が発生するおそれのある区域</u>について調査、研究を実施し、その実態把握及び精度向上に努めるとともに、その資料、情報を市及びその他防災関係機関に提供する。また、同法第4条第1項の規定による基礎調査の結果を公表するものとする。なお、基礎調査が完了した後は、おおむね五年ごとに基礎調査の実施が必要であり、高精度な地形情報等を用いて、土砂災害が発生するおそれがある箇所の抽出に努めるものとする。 (略)</p> <p>オ 県は、<u>土砂災害が発生するおそれのある区域</u>のうち、危険度が高く、保全対象となる人家又は公共的な施設の多い箇所及び溪流から順次、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、有害行為を規制するとともに、積極的に対策工事を実施する。 (略)</p> <p>コ 危険箇所のうち、危険度が高く保全対象となる人家又は公共的な施設の多い<u>土砂災害警戒区域等（急傾斜）</u>について、積極的に対策工事を実施する。 (略)</p> <p><b>6 市民への土砂災害についての周知</b></p> <p>市は、<u>土砂災害警戒区域</u>等について、市民に周知徹底を図るとともに、危険防止に努める。 当該<u>土砂災害警戒区域</u>等の巡視を行い、がけ崩れ等による危険の早期発見に努め、また、がけ崩れ、地すべり及び土石流等に関する情報、日常の防災活動、降雨時の対応等について、ハザードマップ、広報紙等を積極的に活用して地域住民に周知徹底を図る。</p>	<p>国の呼称に合わせた修正</p> <p>国の呼称に合わせた修正</p> <p>国の呼称に合わせた修正</p> <p>国の呼称に合わせた修正</p> <p>国の呼称に合わせた修正</p> <p>国の呼称に合わせた修正</p> <p>国の呼称に合わせた修正</p>
--	--	--

<p><u>(新設)</u></p> <p><b>第2 各主体の役割</b></p> <p>1 市民 (略)</p> <p>イ <u>土砂災害危険箇所</u>、避難路、避難所の把握 (略)</p> <p>3 市の役割</p> <p>ア <u>危険箇所</u>における安全対策の推進</p> <p><b>第17節 河川・海岸災害予防</b></p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;対策の方針（達成目標）&gt;</p> <p>国、県及び市は、河川改修や浸水防止施設、海岸保全施設等の計画的な整備を推進し、住民の安全確保を図る <u>(追加)</u>。</p> <p>(略)</p> </div> <p><b>第1 施設の整備 <u>(追加)</u></b></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>第19節 農地・農業用施設等の災害予防</b></p> <p><b>第2 体制の整備</b></p> <p>1 災害時に備えた体制の整備</p> <p>(3) 施設の点検</p> <p>警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、臨時点検基準により県や土地改良区等と連携して直ちにパトロールを実施し、ため池、<u>地すべり危険箇所</u>等の緊急点検を行う体制を整備する。危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難のための指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する体制を整備する。</p>	<p><u>市及び県は、防災アプリや、市のデジマップ@たかおか、県のシームレスデジタル防災マップなどの活用を促すとともに、土砂災害発生時に、デジタル技術を活用して避難に関する情報を発信し、避難行動を促す仕組みの構築に努めるものとする。</u></p> <p><b>第2 各主体の役割</b></p> <p>1 市民 (略)</p> <p>イ <u>土砂災害が発生するおそれのある区域</u>、避難路、避難所の把握 (略)</p> <p>3 市の役割</p> <p>ア <u>土砂災害が発生するおそれのある区域</u>における安全対策の推進</p> <p><b>第17節 河川・海岸災害予防</b></p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;対策の方針（達成目標）&gt;</p> <p>国・県及び市は、河川改修や浸水防止施設、海岸保全施設等の計画的な整備を推進し、住民の安全確保を図るとともに、<u>発災後の点検体制（対象施設、実施期限、結果の共有方法等）の強化と継続的な見直し、マニュアルの作成等を行う。</u></p> <p>(略)</p> </div> <p><b>第1 施設の整備等</b></p> <p><b>6 デジタル技術の活用</b></p> <p><u>市は、予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所等を住民に周知するため、緊急速報メール（エリアメール）、SNS、防災アプリや市のデジマップ@たかおかなどを活用するとともに、河川・海岸災害発生時に、デジタル技術を活用して避難に関する情報を発信し、避難行動を促す仕組みの構築に努めるものとする。</u></p> <p><b>第19節 農地・農業用施設等の災害予防</b></p> <p><b>第2 体制の整備</b></p> <p>1 災害時に備えた体制の整備</p> <p>(3) 施設の点検</p> <p>警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、臨時点検基準により県や土地改良区等と連携して直ちにパトロールを実施し、ため池、<u>地すべり防止区域</u>等の緊急点検を行う体制を整備する。危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難のための指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する体制を整備する。</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>国の呼称に合わせた修正</p> <p>国の呼称に合わせた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>国の呼称に合わせた修正</p>
--	--	--

<p><b>第 24 節 ライフライン強化対策（電力）</b></p>	<p><b>第 24 節 ライフライン強化対策（電力）</b></p>	
<p><b>第 1 災害に強い電力施設の充実及び体制面の整備</b></p>	<p><b>第 1 災害に強い電力施設の充実及び体制面の整備</b></p>	
<p><b>1 設備面の災害予防</b></p> <p>(3) 通信設備</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>保安用社内専用回線の主な伝送路の多ルート化 <u>(追加)</u> 等を実施する。</p>	<p><b>1 設備面の災害予防</b></p> <p>(3) 通信設備</p> <p><u>商用電源停電時も通信設備に支障の無いように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等の非常用電源の整備に努める。</u></p> <p>保安用社内専用回線の主な伝送路の多ルート化、<u>オフグリッド化等の取組みの検討</u>等を実施する。</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p><b>第 26 節 ライフライン強化対策（上水道）</b></p>	<p><b>第 26 節 ライフライン強化対策（上水道）</b></p>	
<p><b>第 1 施設の整備</b></p>	<p><b>第 1 施設の整備</b></p>	
<p><b>1 バックアップシステムの構築（市）</b></p> <p>ア 複数の水源の確保及び浄水場、配水池等の <u>重要</u> 施設の複数配置による危険分散</p> <p>イ <u>非常用電源の整備（二回線受電、自家発電設備）</u></p>	<p><b>1 バックアップシステムの構築（市）</b></p> <p>ア 複数の水源の確保及び浄水場、配水池等の <u>基幹</u> 施設の複数配置による危険分散</p> <p>イ <u>電気設備の停電対策として、二回線受電、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等の非常用電源の整備に努める。</u></p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p><b>第 2 体制の整備</b></p>	<p><b>第 2 体制の整備</b></p>	
<p><b>1 飲料水等・資機材の確保</b></p> <p>(1) 飲料水等の確保</p> <p>市及び県は、飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 資機材の備蓄</p> <p>市は、応急給水及び応急復旧に必要な次のような資機材を備蓄する。<u>(追加)</u></p> <p><b>2 各機関との連携、連絡体制等の確立</b></p> <p>(3) 応援要請・受援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>市は、被害が甚大である場合は、応援を公益社団法人日本水道協会富山県支部に要請するとともに富山県を通じて、<u>厚生労働省</u> に対して全国の水道事業者に要請する。なお、効率的に応援者を受け入れるための、受援体制の整備を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>1 飲料水等・資機材の確保</b></p> <p>(1) 飲料水等の確保</p> <p>市及び県は、飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。</p> <p><u>生活用水確保の観点から、県及び市は、施設の消融雪用井戸等について、災害時に防災井戸として活用可能かを調査し、停電時でも取水できる手押しポンプの設置に努める。</u></p> <p><u>また、入浴施設の利用やトイレの設置等について、協定事業者のさらなる確保に努める。</u></p> <p>(3) 資機材の備蓄</p> <p>市は、応急給水及び応急復旧に必要な次のような資機材を備蓄する。<u>加えて、防災関係機関は被害が生じた場合に備え、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努めるものとする。</u></p> <p><b>2 各機関との連携、連絡体制等の確立</b></p> <p>(3) 応援要請・受援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>市は、被害が甚大である場合は、応援を公益社団法人日本水道協会富山県支部に要請するとともに富山県を通じて、<u>国土交通省</u> に対して全国の水道事業者に要請する。なお、効率的に応援者を受け入れるための、受援体制の整備を図る。</p> <p><u>また、市及び県は、大規模災害を想定した上水道の迅速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努める。</u></p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>文言の修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>

<p><b>第 27 節 ライフライン強化対策（下水道）</b></p>	<p><b>第 27 節 ライフライン強化対策（下水道）</b></p>	
<p><b>第 1 施設の整備</b></p>	<p><b>第 1 施設の整備</b></p>	
<p>1 処理場・ポンプ場 (略)</p> <p><u>ウ 緊急浸水対策行動計画に基づき、住吉ポンプ場等の機能強化・施設整備を図る。</u></p> <p>3 その他の安全確保対策 ア 平常時の点検は、「下水道維持管理指針」に準拠して実施し、施設の被害を最小限にとどめ、二次災害の防止を図るとともに、脆弱箇所の把握に努める。 <u>(新設)</u></p>	<p>1 処理場・ポンプ場 (略)</p> <p><u>削除</u></p> <p>3 その他の安全確保対策 ア 平常時の点検は、「下水道維持管理指針」に準拠して実施し、施設の被害を最小限にとどめ、二次災害の防止を図るとともに、脆弱箇所の把握に努める。 <u>イ 既設下水道施設のうち重要構造物については、建設年次、施設構造を調査し、耐震性診断を実施するとともに、必要に応じて補強、改築を実施し、必要な財政支援について、国に要望を行う。</u></p>	<p>事業完了のため</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p><b>第 2 体制の整備</b></p>	<p><b>第 2 体制の整備</b></p>	
<p>3 応急復旧のための体制整備 カ 民間企業との協力体制の整備 <u>(追加)</u> 応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、施工業者、下水道施設メンテナンス業者等、民間事業者と <u>(追加)</u> 協力体制を整備する。</p>	<p>3 応急復旧のための体制整備 カ 民間企業との協力体制の整備 <u>大規模災害を想定し、</u> 応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、施工業者、下水道施設メンテナンス業者等、民間事業者と <u>協定を締結するなどの</u> 協力体制を整備する。</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p><b>第 32 節 廃棄物処理体制の整備</b></p>	<p><b>第 32 節 廃棄物処理体制の整備</b></p>	
<p>(略)</p> <p>このため、廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、<u>(追加)</u> 国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を図っていく必要がある。</p>	<p>(略)</p> <p>このため、廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、<u>発災時に施設の被災状況を確認し、速やかに稼働の可否を判断する手順を検討するなど、</u> 国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を図っていく必要がある。</p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>
<p><b>第 1 計画の策定等</b></p>	<p><b>第 1 計画の策定等</b></p>	
<p>2 県の取り組み 県は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制 <u>(追加)</u>、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。<u>(新設)</u></p>	<p>2 県の取り組み 県は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制 <u>・役割分担、手順、</u> 民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。<u>また、市や廃棄物処理事業者による災害廃棄物処理計画・業務マニュアル等の作成・ハンドブック化に向けた支援や応援協定の見直し支援を行うとともに、関係者との意見交換や訓練などを定期的実施し、顔の見える関係づくりに努める。</u></p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p>3 市の取り組み</p>	<p>3 市の取り組み</p>	

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保(追加)や運用指針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制(追加)、周辺の地方公共団体(追加)との連携・協力のあり方等(追加)について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。(新設)

(3) し尿、ごみ等の処理体制の整備

イ ごみ、災害廃棄物等の一時保管場所や最終処分場等の確保

震災・津波発生時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市は、あらかじめ(追加)発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場や最終処分場等を確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を検討しておく。

ウ 避難所等の仮設(簡易)トイレの確保

家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなるため、避難所等に仮設(簡易)トイレの確保に努める。(追加)

第33節 飲料水・食料・生活必需品等の確保

第2 備蓄の実施

1 備蓄箇所

(略)

内容、種別	備蓄箇所
分散備蓄	各校下の拠点避難所等(29か所(小学校、義務教育学校、旧小学校等))
集中備蓄	市本庁舎、福岡防災センター、戸出防災センター

なお、市は、邑知潟断層帯の地震の被害想定及び地震の被災都市の教訓などを勘案し、災害時の備蓄の充実を図るため、災害備蓄計画を策定する。改定に当たっては、県との分担、自治体間の相互応援協定や民間の流通備蓄の活用、要配慮者対策(追加)を検討する。

(新設)

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保(他用途(仮設住宅用地等)との優先順位に係る事前調整)や運用指針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制・役割分担、手順、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等(応援要請先、要請のタイミング、要請する内容、その他具体的な業務内容等)、住民やボランティアセンターへの周知方法について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。また、廃棄物発生量の推計根拠となる被災家屋棟数等の情報を収集する体制を検討するものとする。

(3) し尿、ごみ等の処理体制の整備

イ ごみ、災害廃棄物等の一時保管場所や最終処分場等の確保

震災・津波発生時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市は、あらかじめ活用可能な候補地を把握、調整した上、発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場や最終処分場等を確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を検討しておく。

ウ 避難所等の仮設(簡易)トイレの確保

家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなるため、避難所等に仮設(簡易)トイレの確保に努める。仮設(簡易)トイレの確保にあたっては、民間事業者等との応援協定の締結を推進する。

第33節 飲料水・食料・生活必需品等の確保

第2 備蓄の実施

1 備蓄箇所

(略)

内容、種別	備蓄箇所
分散備蓄	各校下の拠点避難所等(30か所(小学校、義務教育学校、旧小学校、中学校))
集中備蓄	市本庁舎、福岡防災センター、戸出防災センター

なお、市は、邑知潟断層帯の地震の被害想定及び地震の被災都市の教訓などを勘案し、災害時の備蓄の充実を図るため、災害備蓄計画を策定する。改定に当たっては、県との分担、自治体間の相互応援協定や民間の流通備蓄の活用、要配慮者対策、品目・数量の見直し(備蓄の拡充)及び保管場所について各地区の拠点となる避難所での分散備蓄など、備蓄拠点配置の最適化を検討する。

また、迅速な物資の配布のため、備蓄物資のリストや保管場所等を自主防災組織等の関係者

県災害対応検証を踏まえた修正

県災害対応検証を踏まえた修正

県災害対応検証を踏まえた修正

市災害対応検証を踏まえた修正

県災害対応検証を踏まえた修正

<p><b>4 生活必需品の確保</b></p> <p>(1) 生活必需品の備蓄、調達</p> <p>イ 市は、生活必需品を備蓄するとともに、隣接市町村と連携を図る。 特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進める。 <u>(新設)</u></p> <p>ウ 市は、住民の家族構成に応じた最低3日分(推奨1週間分)の携帯トイレ・簡易トイレ<u>(追加)</u>、トイレットペーパーなど生活必需品の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。 (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p>(2) 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達 (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><b>5 感染症対策物品の確保</b></p> <p>市は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策として、マスク、消毒液、パーティション等の、感染症対策資機材の備蓄を進める。</p> <p><b>第3 代替性を備えた輸送拠点の確保</b> (略) また、輸送業務については、過去の災害の経験から、大規模災害時には自治体職員のみで対応することは困難となることも予想される。そのため、国県と連携するとともに、輸送関連企業と協定を締結する<u>など、体制の整備</u>を図る。</p> <p><b>第34節 学校、保育園等の防災対策・防災教育</b></p>	<p><u>と共有し、連携の強化を図る。</u> <u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p><b>4 生活必需品の確保</b></p> <p>(1) 生活必需品の備蓄、調達</p> <p>イ 市は、生活必需品を備蓄するとともに、隣接市町村と連携を図る。 特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進める。 <u>また、市は被災実績や他自治体の被災事例等を踏まえ、備蓄物資(毛布、ストーブ等)の内容・数量等を適宜見直すものとする。なお、生活必需品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供等にも配慮し、便利で使いやすい物資を導入するなど、最新の動向を踏まえ検討するとともに、現物備蓄に限界があることを踏まえ、必要に応じて子育て支援ネットワーク等の関係団体を紹介する体制を確保する。</u></p> <p>ウ 市は、住民の家族構成に応じた最低3日分(推奨1週間分)の携帯トイレ・簡易トイレ・<u>トイレ凝固剤</u>、トイレットペーパーなど生活必需品の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。 (略)</p> <p><u>キ 市及び県は連携し、県内の防災井戸の設置状況を周知することで活用を促進する。</u> <u>ク 市は、住民や自主防災組織が自助、共助の観点から備蓄すべき生活必需品を周知し、備蓄を積極的に啓発するとともに、市及び県が備蓄する品目以外の個人備蓄を奨励する。</u></p> <p>(2) 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達 (略)</p> <p><u>イ 市は、キッチンカー団体やキッチンカーを保有する民間事業者との避難所等における食事の提供に関する災害時応援協定の締結を推進するとともに、調理器具の備蓄等を行い、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できる体制を整備する。</u></p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p><b>5 感染症対策物品の確保</b></p> <p>市は、<u>(削除)</u>感染症対策として、マスク、消毒液、パーティション等の、感染症対策資機材の備蓄を進める。</p> <p><b>第3 代替性を備えた輸送拠点の確保</b> (略) また、輸送業務については、過去の災害の経験から、大規模災害時には自治体職員のみで対応することは困難となることも予想される。そのため、国県と連携するとともに、輸送関連企業と協定を締結<u>・訓練を実施し、輸送体制の強化</u>を図る。</p> <p><b>第34節 学校、保育園等の防災対策・防災教育</b></p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
--	--	--

<p><b>第 1 防災対策</b></p> <p>1 学校等の取り組み</p> <p>(1) 災害時における対策についての備え (略) <u>(新設)</u></p>	<p><b>第 1 防災対策</b></p> <p>1 学校等の取り組み</p> <p>(1) 災害時における対策についての備え (略) <u>児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、安否確認方法、事後措置及び保護者との連絡方法(一斉メールの活用等)のマニュアルを専門家等の助言を得るなどして作成し、その周知を図るとともに継続的に見直しを行う。</u></p>	<p>県災害対応検証を踏 まえた修正</p>
<p><b>第 2 防災教育等</b></p> <p>1 防災教育の実施</p> <p>(1) 教職員に対する防災教育 校長は、<u>(追加)</u> 教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、児童生徒に対する防災教育等に関する校内研修を行う。 県は、地震・津波の発生原因、対策等の科学的、専門的知識を深める講習会を開催するほか、防災資機材の取り扱いや応急救護の実技、メンタルヘルス等についての講習会を行う。</p> <p>(2) 児童生徒に対する防災教育 校長は、次の事項について、各教科(道徳を含む)、特別活動(避難訓練を含む。)、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、<u>(追加)</u> 年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。 学校においては、消防団・自主防災組織等が参画した防災教育の実施体制を構築し、消防団員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を行うよう努める。</p>	<p><b>第 2 防災教育等</b></p> <p>1 防災教育の実施</p> <p>(1) 教職員に対する防災教育 校長は、<u>ハザードマップやデジタル防災ガイド(「防災たかおか」、「こども防災たかおか」)等を活用し</u>、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、児童生徒に対する防災教育等に関する校内研修を行う。 県は、地震・津波の発生原因、対策等の科学的、専門的知識を深める講習会を開催するほか、防災資機材の取り扱いや応急救護の実技、メンタルヘルス等についての講習会を行う。</p> <p>(2) 児童生徒に対する防災教育 校長は、次の事項について、各教科(道徳を含む)、特別活動(避難訓練を含む。)、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、<u>ハザードマップやデジタル防災ガイド(「こども防災たかおか」)等を活用し</u>、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。 学校においては、消防団・自主防災組織等が参画した防災教育の実施体制を構築し、消防団員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を行うよう努める。</p>	<p>県災害対応検証を踏 まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏 まえた修正</p>
<p><b>第 36 節 ボランティア活動の推進</b></p> <p>(略)</p> <p>&lt;対策の方針(達成目標)&gt; 国、県及び市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア<u>(追加)</u>等<u>の三者</u>で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 市は、災害<u>救援</u>ボランティア活動がスムーズに行われるために、マニュアルに基づいて、研修等の実施や、市社会福祉協議会及びボランティア団体等の各種団体とのネットワークを形成し、災害救援ボランティアコーディネーターの育成を図るなど体制を整備するとともに、災害時に迅速に対応できるよう、市災害<u>救援</u>ボランティア<u>本部</u>設置訓練を実施する。</p>	<p><b>第 36 節 ボランティア活動の推進</b></p> <p>(略)</p> <p>&lt;対策の方針(達成目標)&gt; 国、県及び市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア・<u>災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)</u>等<u>(削除)</u>で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 市は、災害<u>(削除)</u>ボランティア活動がスムーズに行われるために、マニュアルに基づいて、研修等の実施や、市社会福祉協議会及びボランティア団体等の各種団体とのネットワークを形成し、災害救援ボランティアコーディネーターの育成を図るなど体制を整備するとともに、災害時に迅速に対応できるよう、市災害<u>(削除)</u>ボランティア<u>センター</u>設置訓練を実施する。</p>	<p>国の防災基本計画の 記載に合わせ修正</p>

<p><b>第1 各主体の取り組み</b></p> <p>1 市の取り組み (略) <u>(新設)</u></p> <p>(4) 民間団体との連携 (略)</p> <p>(5) 災害<u>救援</u>ボランティア<u>本部</u>の設置訓練 災害時において迅速に対応できるよう、マニュアルの作成・充実や、ボランティアの募集など、災害<u>救援</u>ボランティア<u>本部</u>の設置に関する訓練を実施する。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>第2 各主体の役割</b></p> <p>1 市 オ 災害<u>救援</u>ボランティア<u>本部</u>の設置訓練</p>	<p><b>第1 各主体の取り組み</b></p> <p>1 市の取り組み (略)</p> <p>(4) <u>災害中間支援組織の育成</u> 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、<u>災害ボランティアセンターの設置場所及び運営する者（市と市社会福祉協議会等）との役割分担等を定める。</u> <u>※なお、市災害ボランティアセンターについては、「第2章第54節 ボランティアとの協働」によるものとする。</u></p> <p>(5) 民間団体との連携 (略)</p> <p>(6) 災害<u>(削除)</u>ボランティア<u>センター</u>の設置訓練 災害時において迅速に対応できるよう、マニュアルの作成・充実や、ボランティアの募集など、災害<u>(削除)</u>ボランティア<u>センター</u>の設置に関する訓練を実施する。</p> <p>(7) <u>防災訓練への参加・研修等の実施</u> 県及び市は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかけるとともに、<u>ボランティア関係機関・団体、自治会、自主防災組織等との連携のあり方について訓練を通して検証する。</u> また、市は関係機関と連携し、SNSやICT等を活用した情報発信に向けた研修の開催により、災害ボランティアセンターにおける情報発信力の向上を支援する。</p> <p>(8) <u>資機材の整備及び活用体制の構築</u> ボランティア活動に必要な資機材及びストックヤードを整備するとともに、<u>資機材活用体制の構築に関する検討を行う。</u></p> <p>(9) <u>災害ボランティアセンター運営業務の効率化</u> 災害ボランティアセンターの運営を円滑に行い、入力作業や管理作業の負担を軽減するために、<u>費用面も踏まえた災害支援アプリ等の活用・導入について検討する。</u></p> <p><b>第2 各主体の役割</b></p> <p>1 市 オ 災害<u>(削除)</u>ボランティア<u>センター</u>の設置訓練</p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 災害対策本部の組織・運営</b></p> <p>(略) <u>(新設)</u></p>	<p><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 災害対策本部の組織・運営</b></p> <p>(略)</p> <p><u>災害対策本部会議は、タイムスケジュールをもとに、災害時の定期的な状況把握と円滑な課題解決のため、原則、定時開催とする。</u> <u>また、本部長（市長）は、災害対応の連携強化や円滑かつ適切な意思決定を行うため、特に必要</u></p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>

(略)

第1 災害発生時等の活動体制

1 出動体制及び基準

(略)

出動基準等	職員の 出動基準	本部設置基準	業務内容	出動担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報、洪水警報発表</li> <li>台風など、風水害の発生の恐れがある場合</li> </ul>	警戒体制	—	気象情報及び被害状況の把握を主に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集伝達班(初動体制)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報、洪水警報発表</li> <li>各河川が氾濫注意水位を観測し、なお水位の上昇の恐れがあるとき</li> <li>土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で判定基準を超過、又はさらに高まると予想されるとき</li> </ul>	第1次出動体制	災害警戒本部第1  本部長： 副市長 副本部長： 総務部長	被害状況の把握及び必要な応急対策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害警戒本部第1体制 事務局員</li> <li>主管課長</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報、洪水警報発表</li> <li>河川水位が氾濫注意水位を観測し、2時間後に避難判断水位に達すると予想されるとき</li> <li>土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> </ul>	第2次出動体制	災害警戒本部第2  本部長：市長 副本部長： 副市長	被害状況の把握及び必要な応急対策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害警戒本部第2体制 事務局員</li> <li>部局長</li> <li>各部局の部局長があらかじめ指定した職員</li> </ul>

があると認めるときは、本部員以外の者に対し、本部員会議への出席を求めることができる。

(略)

第1 災害発生時等の活動体制

1 出動体制及び基準

(略)

出動基準等	職員の 出動基準	本部設置基準	業務内容	出動担当
<ul style="list-style-type: none"> <li>①本市に次の警報が1以上発表されたとき               <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報</li> <li>洪水警報</li> <li>暴風警報(陸上)</li> </ul> </li> <li>②台風など、風水害の発生の恐れがある場合</li> </ul>	警戒体制	—	気象情報及び被害状況の把握を主に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集伝達班(初動体制)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>①本市に次の警報が1以上発表され、かつ各河川が氾濫注意水位を観測し、なお水位の上昇の恐れがあるとき               <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報</li> <li>洪水警報</li> </ul> </li> <li>②本市に大雨警報が発表され、かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で判定基準を超過、又はさらに高まると予想されるとき</li> </ul>	第1次出動体制	災害警戒本部第1  本部長： 副市長 副本部長： 総務部長	被害状況の把握及び必要な応急対策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害警戒本部第1体制 事務局員</li> <li>主管課長</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>①本市に次の警報が1以上発表され、かつ河川水位が氾濫注意水位を観測し、2時間後に避難判断水位に達すると予想されるとき               <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報</li> <li>洪水警報</li> </ul> </li> <li>②本市に大雨警報が発表され、かつ土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> </ul>	第2次出動体制	災害警戒本部第2  本部長：市長 副本部長： 副市長	被害状況の把握及び必要な応急対策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害警戒本部第2体制 事務局員</li> <li>部局長</li> <li>各部局の部局長があらかじめ指定した職員</li> </ul>

県災害対応検証を踏まえた修正

県災害対応検証を踏まえた修正

県災害対応検証を踏まえた修正

出勤基準等	職員の出勤基準	本部設置基準	業務内容	出勤担当	出勤基準等	職員の出勤基準	本部設置基準	業務内容	出勤担当		
<p>・<u>特別警報発表</u></p> <p>・大雨警報・洪水警報が発表され、かつ河川水位が避難判断水位を観測し、2時間後に氾濫危険水位に達すると予想されるとき</p> <p>・甚大な被害の災害の発生が見込まれるとき、又は発生したとき</p> <p>・<u>新設</u></p>	第3次 出勤体制	災害対策本部 本部長：市長 副本部長： 副市長	<u>被害状況に応じて災害対策本部を(追加)設置する。</u>	・全職員	<p>①本市に次の<u>特別警報が1以上発表されたとき</u></p> <p>・<u>大雨特別警報</u> ・<u>暴風特別警報</u> ・<u>高潮特別警報</u> ・<u>波浪特別警報</u></p> <p>②本市に次の<u>警報が1以上発表され、かつ河川水位が避難判断水位を観測し、2時間後に氾濫危険水位に達すると予想されるとき</u></p> <p>・<u>大雨警報</u> ・<u>洪水警報</u></p> <p>③本市に甚大な被害の災害の発生が見込まれるとき、又は発生したとき</p> <p>④本市に<u>顕著な大雨に関する富山県気象情報が発表されたとき</u></p>	第3次 出勤体制	災害対策本部 本部長：市長 副本部長： 副市長	災害対策本部を <u>自動</u> 設置する。	・全職員	県災害対応検証を踏まえた修正	
<p><b>2 職員の動員・配備</b></p> <p>市域において風水害等による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を推進するため、本部長は<u>(追加)職員を(追加)動員し、必要と認められる配備体制をとる。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>					<p><b>2 職員の動員・配備</b></p> <p>市域において風水害等による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を推進するため、本部長は<u>デジタル技術を活用し、関係職員を一斉連絡し、必要と認められる配備体制をとる。体制の設置後は、指揮命令系統や各自・所属組織の発災後の各段階における役割を確認するとともに、迅速かつ確実な災害応急対応にあたるよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>災害対策本部各部及び事務局各班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法について、具体的に計画し、職員に周知しておく。</u></p> <p><u>また、甚大な被害が生じ、長期間の対応が想定される場合は、あらかじめ交代要員として複数名を確保するよう努める。</u></p>					県災害対応検証を踏まえた修正	
<p><b>第2 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置・廃止基準</b></p> <p>1 災害対策本部等の設置</p>					<p><b>第2 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置・廃止基準</b></p> <p>1 災害対策本部等の設置</p>					県災害対応検証を踏まえた修正	

(1) 災害対策本部の設置基準

(新設)

(略)

(新設)

(略)

なお、災害時の庁舎の倒壊、浸水等による本部機能が喪失した場合、以下の施設を災害対策本部の代替施設とする。

第1順位	消防本部 <u>3</u> 階講堂
第2順位	福岡支所 <u>401</u> 会議室

(1) 災害対策本部の設置基準

市長は、次の基準に達したときは、災害対策本部を自動設置する。

(略)

オ 顕著な大雨に関する富山県気象情報が発表されたとき

(略)

なお、災害対策本部が被災した場合、以下の施設を (削除) 代替施設とする。

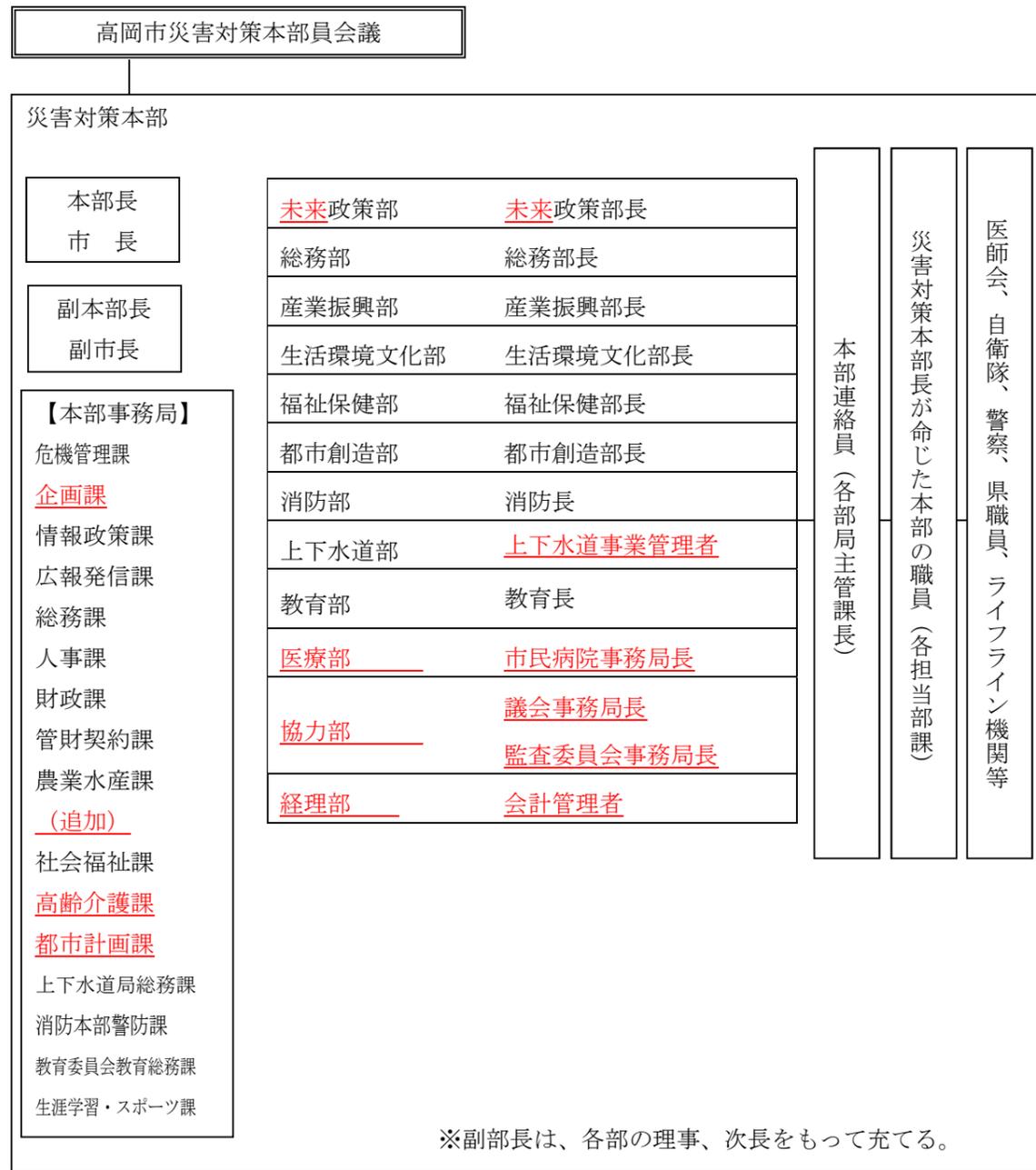
<u>代替施設</u>	消防本部 <u>2</u> 階講堂
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

県災害対応検証を踏  
まえた修正

消防新庁舎整備に合  
わせ修正

(4) 災害対策本部の体制

高岡市災害対策本部等組織



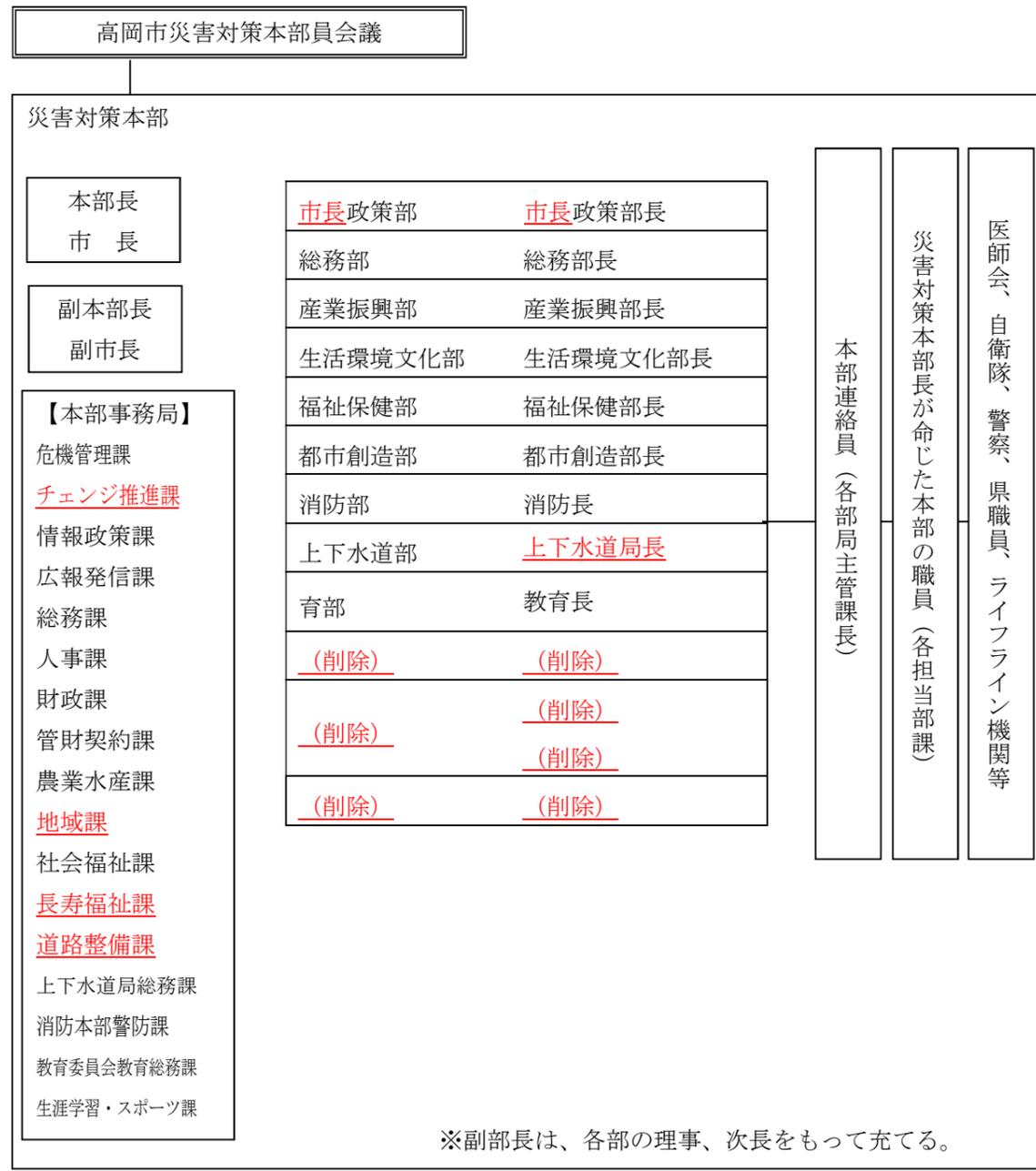
3 災害対策本部等の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法、高岡市災害対策本部条例及び同運営規程の定めるところにより、次のとおりとする。

なお、災害対策本部（災害警戒本部）事務局は、危機管理課、企画課、情報政策課、広報発信課、総務課、人事課、財政課、管財契約課、農業水産課、(追加)、社会福祉課、高齢介護課、都市計画課、上下水道局総務課、消防本部警防課、教育委員会教育総務課、生涯学習・スポーツ課

(4) 災害対策本部の体制

高岡市災害対策本部等組織



3 災害対策本部等の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法、高岡市災害対策本部条例及び同運営規程の定めるところにより、次のとおりとする。

なお、災害対策本部（災害警戒本部）事務局は、危機管理課、チェンジ推進課、情報政策課、広報発信課、総務課、人事課、財政課、管財契約課、農業水産課、地域課、社会福祉課、長寿福祉課、道路整備課、上下水道局総務課、消防本部警防課、教育委員会教育総務課、生涯学習・ス

機構改革に伴う修正

市災害対応検証を踏まえた修正

機構改革に伴う修正

<p>を主とし、あらかじめ定める職員とするが、必要に応じて増員を図る。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>ポーツ課を主とし、あらかじめ定める職員とするが、必要に応じて増員を図る。 <u>孤立集落対策や道路啓開、被災者支援などについては、複数の部局・関係機関が連携して対応にあたる。</u></p> <p><b>6 災害対策本部体制の強化</b></p> <p><u>市は、災害対策本部を速やかに設置し、応急活動を実施するため、災害対策本部における各班の役割・業務内容等を記載したマニュアルの整備や見直しを行うとともに、研修や訓練を実施し、職員の災害対応能力の向上を図るものとする。</u></p> <p><u>また、市においては、令和6年能登半島地震における課題を踏まえ、災害対策本部において、専門的な見地からの助言を受け、迅速な災害対応を行うことができるよう、自然災害や災害対応等の専門家を受け入れる体制を整備するとともに、孤立集落対策や道路啓開、被災者支援など、複数の部局・機関が連携して対応にあたる必要がある業務について、災害対策本部内へのプロジェクトチームの設置を検討するなど、災害対策本部体制の強化に努めるものとする。</u></p> <p><u>過去の災害で得た知識、経験、ノウハウ等を今後の災害対応に活かすため、これまでの危機管理課（旧総務課危機管理室）在籍者が大規模災害時に、災害対策本部等への応援職員として活動する仕組みを検討する。</u></p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p><b>第2節 防災関係機関の相互協力体制</b></p> <p>大規模災害時において、本市単独では応急対策が困難なときは、県、他市町村、民間、防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害の拡大を抑止する必要がある。<u>(追加)</u></p> <p><b>第1 業務の内容</b></p> <p>9 受入体制</p> <p>(2) 受入体制の確立</p> <p>国、関係都道府県、市との連絡を速やかに行うための受援調整機能を担う体制 を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など受入体制を確立する。<u>(追加)</u></p> <p>そして、県及び市は、<u>(追加)</u> 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や廃棄物処理等の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。<u>(追加)</u> その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p>	<p><b>第2節 防災関係機関の相互協力体制</b></p> <p>大規模災害時において、本市単独では応急対策が困難なときは、県、他市町村、民間、防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害の拡大を抑止する必要がある。<u>なお、協力先との連絡調整にあたっては、市の窓口の一本化を図り、円滑な対応を実施するよう努める。</u></p> <p><b>第1 業務の内容</b></p> <p>9 受入体制</p> <p>(2) 受入体制の確立</p> <p>国、関係都道府県、市との連絡を速やかに行うための受援調整機能を担う体制 を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など受入体制を確立する。<u>市は、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「高岡市災害時受援計画」について令和6年能登半島地震での課題を踏まえた見直しを行うとともに、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。</u></p> <p>そして、県及び市は、<u>県内外の被災市町村を支援するために、県と市町村の役割、連携方法の整理や支援体制の構築を図る。また、</u>災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や廃棄物処理等の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。<u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等の把握に努めるものとする。</u> その際、<u>(削除)</u> 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>

(追加)

(3) 応援隊事務室の設置

応援部隊	事務室設置場所
高岡市災害対策本部	高岡市本庁舎車庫棟2階会議室
高岡市担当緊急消防援助隊指揮支援本部	高岡市消防本部 <u>3階会議室</u>

(新設)

第4節 災害情報の収集・伝達

<対策の方針（達成目標）>

市は、報道機関の報道情報の収集、県や防災関係機関ならびに防災組織等と連携した災害関連情報等の収集を行い、災害対策本部はあらかじめ定めた段階に応じた災害情報について、各機関等からの情報を集約し、応急復旧活動に必要な情報を関係各部 (追加) 各機関に伝達する とともに、県災害対策本部に報告する。また、自主防災組織の会長等と連絡をとり合えるよう、自宅の電話に加え、携帯電話の番号などの把握に努める。

第1 災害情報の時系列収集区分

区分	収集事項	収集要領
災害発生前	・ 気象情報、水位情報等の状況	
災害発生時		
災害速報	・ 災害の発生情報（規模等）	・ 災害発生直後に実施

さらに、防災関係機関等と災害時における協定を締結するなどの連携体制を整備するとともに、協定締結先のさらなる拡大及び定期的に意見交換や訓練の実施を通じて連携を強化し、平時から顔の見える関係を構築する。

災害時において、迅速な応援要請を行うため、国の「災害時応援協定システム」により、締結している協定等について一元的に管理し、県と共有するものとする。

応援に要した費用は、協定等の定めがある場合を除き、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

また、指定公共機関が市に協力した場合の経費負担については、災対法又は各計画に定めるもののほか、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

(3) 応援隊事務室の設置

応援部隊	事務室設置場所
高岡市災害対策本部	高岡市本庁舎車庫棟2階会議室
高岡市担当緊急消防援助隊指揮支援本部	高岡市消防本部 <u>2階講堂</u>

10 県と市町村の連携による応援派遣体制の整備

大規模災害時に県と市町村がワンチームとなって県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制を整備する。なお、被災自治体へ応援に行く市の職員は、現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯する。

また、県と市町村のワンチームによる被災自治体への応援派遣を通じて、県及び市町村職員の災害対応業務の経験を蓄積し、ノウハウを共有することで、災害対応力や調整力を有する職員の育成を図る。

第4節 災害情報の収集・伝達

<対策の方針（達成目標）>

市は、報道機関の報道情報の収集、県や防災関係機関ならびに防災組織等と連携した災害関連情報等の収集を行い、災害対策本部はあらかじめ定めた段階に応じた災害情報について、各機関等からの情報を集約し、応急復旧活動に必要な情報を関係各部 に災害情報システムを活用して共有するとともに、各機関に伝達する ほか、県災害対策本部に報告する。また、自主防災組織の会長等と連絡をとり合えるよう、自宅の電話に加え、携帯電話の番号などの把握に努める。

第1 災害情報の時系列収集区分

区分	収集事項	収集要領
災害発生前	・ 気象情報、水位情報等の状況	
災害発生時		
災害速報	・ 災害の発生情報（規模等）	・ 災害発生直後に実施

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

県災害対応検証を踏まえた修正

消防新庁舎整備に合わせ修正

県災害対応検証を踏まえた修正

市災害対応検証を踏まえた修正

(第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害</li> <li>・火災状況</li> <li>・住家被害状況</li> <li>・住民避難状況</li> <li>・主要道路・施設被害状況</li> <li>・ライフライン施設被害状況</li> <li>・医療機関被害状況及び医療救護所の設置状況</li> <li>・市有施設（防災拠点・指定避難場所）状況</li> <li>・福祉避難所の被害状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以後詳細が判明の都度報告</li> <li>・迅速性を第一とし、市内の被害状況を把握</li> <li>・警察、消防を主体とした関係機関から情報を収集</li> <li>・職員の出動途上における情報収集</li> <li>・住民、自主防災組織等からの通報、聴取</li> </ul>
災害速報 (第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1段階調査事項</li> <li>・市民等の安否情報</li> <li>・非住家被害状況</li> <li>・公共施設被害状況</li> <li>・都市施設被害状況</li> <li>・農林商工業被害状況</li> <li>・交通状況（交通規制の状況、鉄道・バスの被害、運行状況等）</li> <li>・水や食料、生活物資供給に関する情報</li> <li>・保育所の休園や学校の休校等に関する情報</li> <li>・災害ごみの処理に関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般体制への移行に従い順次実施</li> <li>・原則、1日2回、9時、15時現在の状況を提示報告</li> <li>・常に被害状況の把握に努め逐次本部会議へ報告</li> <li>・第1段階の調査事項を詳細に把握</li> <li>・現地調査を行う</li> <li>・被害の数量的（金額等）把握</li> </ul>
災害確定報告 (第3段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種ボランティア情報（<u>追加</u>）ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）</li> <li>・被災相談に関する情報（罹災証明書の発行等）</li> <li>・生活再建に関する情報（生活再建支援制度等）</li> <li>・義援金・救援物資の受入れに関する情報</li> <li>・被害状況を概算集約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急対策終了後10日以内</li> <li>・被害状況を数量的に概算集計</li> </ul>
復旧進捗報告 (第4段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧事業の発注進捗状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部局において発注している復旧工事を把握</li> </ul>

(第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害</li> <li>・火災状況</li> <li>・住家被害状況</li> <li>・住民避難状況</li> <li>・主要道路・施設被害状況</li> <li>・ライフライン施設被害状況</li> <li>・医療機関被害状況及び医療救護所の設置状況</li> <li>・市有施設（防災拠点・指定避難場所）状況</li> <li>・福祉避難所の被害状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以後詳細が判明の都度報告</li> <li>・迅速性を第一とし、市内の被害状況を把握</li> <li>・警察、消防を主体とした関係機関から情報を収集</li> <li>・職員の出動途上における情報収集</li> <li>・住民、自主防災組織等からの通報、聴取</li> </ul>
災害速報 (第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1段階調査事項</li> <li>・市民等の安否情報</li> <li>・非住家被害状況</li> <li>・公共施設被害状況</li> <li>・都市施設被害状況</li> <li>・農林商工業被害状況</li> <li>・交通状況（交通規制の状況、鉄道・バスの被害、運行状況等）</li> <li>・水や食料、生活物資供給に関する情報</li> <li>・保育所の休園や学校の休校等に関する情報</li> <li>・災害ごみの処理に関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般体制への移行に従い順次実施</li> <li>・原則、1日2回、9時、15時現在の状況を提示報告</li> <li>・常に被害状況の把握に努め逐次本部会議へ報告</li> <li>・第1段階の調査事項を詳細に把握</li> <li>・現地調査を行う</li> <li>・被害の数量的（金額等）把握</li> </ul>
災害確定報告 (第3段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種ボランティア情報（<u>他機関と連携した</u>）ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）</li> <li>・被災相談に関する情報（罹災証明書の発行等）</li> <li>・生活再建に関する情報（生活再建支援制度等）</li> <li>・義援金・救援物資の受入れに関する情報</li> <li>・被害状況を概算集約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急対策終了後10日以内</li> <li>・被害状況を数量的に概算集計</li> </ul>
復旧進捗報告 (第4段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧事業の発注進捗状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部局において発注している復旧工事を把握</li> </ul>

県災害対応検証を踏まえた修正

**第2 被害情報等の収集担当**

市における被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。

被害項目	担当部班	備考（部局名）
人的・家屋被害	総務部、消防部	総務部、消防本部
社会福祉施設被害	福祉保健部	福祉保健部
医療施設被害	福祉保健部、医療部、消防部	福祉保健部、市民病院、消防本部
商業・工業被害	産業振興部 <u>追加</u>	産業振興部 <u>追加</u>
農業・水産・林業被害	産業振興部	産業振興部
公共土木施設被害	都市創造部	都市創造部
電力施設被害	産業振興部	産業振興部
ガス施設被害	生活環境文化部 <u>追加</u>	生活環境文化部 <u>追加</u>
上 <u>追加</u> 水道施設被害	上下水道部	上下水道局
通信施設被害	総務部、消防部	総務部、消防本部

**第2 被害情報等の収集担当**

市における被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。

被害項目	担当部班	備考（部局名）
人的・家屋被害	総務部、消防部	総務部、消防本部
社会福祉施設被害	福祉保健部	福祉保健部
医療施設被害	福祉保健部、医療部、消防部	福祉保健部、市民病院、消防本部
商業・工業被害	産業振興部、 <u>生活環境文化部</u>	産業振興部、 <u>生活環境文化部</u>
農業・水産・林業被害	産業振興部	産業振興部
公共土木施設被害	都市創造部	都市創造部
電力施設被害	産業振興部	産業振興部
ガス施設被害	生活環境文化部、 <u>消防部</u>	生活環境文化部、 <u>消防本部</u>
上 <u>下</u> 水道施設被害	上下水道部	上下水道局
通信施設被害	総務部、消防部	総務部、消防本部

機構改革に伴う修正

機構改革に伴う修正

鉄道施設被害	<u>未来</u> 政策部	<u>未来</u> 政策部	鉄道施設被害	<u>市長</u> 政策部	<u>市長</u> 政策部	機構改革に伴う修正
市有建築物被害	各施設管理部局	—	市有建築物被害	各施設管理部局	—	
<b>第3 被災状況の報告</b>			<b>第3 被災状況の報告</b>			
<b>1 被害情報等の報告の流れ</b>			<b>1 被害情報等の報告の流れ</b>			
<p>市は、各段階において把握した被害状況を迅速に県及び防災関係機関、市民等に <u>(追加)</u> 伝達する。被害報告は、市から県へ、県から国へ行う。県に報告できない場合は、市が直接国の省庁へ報告を行う。ただし、県との連絡が取れるようになった場合は、県に報告を行う。</p>			<p>市は、各段階において把握した被害状況を迅速に県及び防災関係機関、市民等に <u>デジタル技術の活用し、定期的</u>に伝達する。被害報告は、市から県へ、県から国へ行う。県に報告できない場合は、市が直接国の省庁へ報告を行う。ただし、県との連絡が取れるようになった場合は、県に報告を行う。</p>			<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<b>3 災害速報（第1段階）</b>			<b>3 災害速報（第1段階）</b>			
(略)			(略)			
<p>また、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市及び指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況 <u>(追加)</u> を把握する <u>(追加)</u> とともに、<u>(追加)</u> 当該地域における備蓄の状況、医療的支援が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</p>			<p>また、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市及び指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況 <u>及び復旧状況</u> を把握する。<u>また、被災市及び県は、防災関係機関との連携により速やかに孤立している集落を把握する</u> とともに、<u>被災市は、</u> 当該地域における備蓄の状況、医療的支援が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</p>			<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
(略)			(略)			
<b>第4 被害情報等の収集・伝達方法</b>			<b>第4 被害情報等の収集・伝達方法</b>			
<b>1 被害情報の収集方法</b>			<b>1 被害情報の収集方法</b>			
(4) ヘリコプター等保有機関による上空からの情報収集			(4) ヘリコプター等保有機関による上空からの情報収集			
<p>県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機 <u>(追加)</u> の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより以下の情報を収集する。</p>			<p>県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機 <u>や高所監視カメラ</u> の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより以下の情報を収集する。</p>			<p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>
(5) 防災関係機関からの情報収集			(5) 防災関係機関からの情報収集			
<p>ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を、電話、無線により収集する <u>(追加)</u>。</p>			<p>ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を、電話、無線により収集する <u>ほか、県から市に派遣されたリエゾンから情報を収集する。</u></p>			<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<u>(新設)</u>			<b>(11) 最新技術を用いた情報収集</b>			
			<p><u>無人航空機を活用したレーザー測量等、最新の ICT 技術を用いて情報を収集する。</u></p>			
<b>2 被害情報等の伝達手段</b>			<b>2 被害情報等の伝達手段</b>			
(略)			(略)			
<p>被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、県衛星通信用移動車等による映像伝送に <u>についても</u> 有効に活用する。</p>			<p>被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、県衛星通信用移動車等による映像伝送に <u>よる映像を関係機関に共有し、</u> 有効に活用する。</p>			<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>

<p><b>(新設)</b></p>	<p><b>第8 情報収集体制の強化</b></p>	
<p>(新設)</p>	<p>市は、災害時において、迅速に、多様な手段により被害情報を収集し、県や関係機関と共有して被害情報の共通認識を図り、適切な災害対応を実施するため、平時から情報収集体制の強化に努めるものとする。</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>1 リエゾン受け入れ体制の整備</b></p> <p>市は、災害発生時に市の被災情報の収集や業務調整を行うため、県等から派遣されるリエゾンを受け入れるものとする。</p> <p>市は、リエゾンの円滑な業務実施のため、リエゾン派遣者名簿やマニュアルを適切に保管するとともに、活動に必要な資機材の保管場所等を提供するものとする。</p> <p>また、市は、県等に対して平時から市が実施する研修や訓練へ参加を依頼することにより、災害時における円滑な活動が可能なリエゾンの受け入れ体制を整備する。</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>2 多様な情報収集手段の活用</b></p> <p>被災初期段階における被災箇所を把握するため、ヘリコプターや無人航空機による空撮画像、道路・河川の監視カメラ、C a r・S A T等の各機関が収集する情報を共有・活用するための体制の検討するものとする。</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>3 情報収集項目の整理・明確化</b></p> <p>収集した情報や各種連絡事項等を庁内及び関係機関と迅速かつ円滑に情報共有するため、発災後に必要となる情報をフェーズごとに整理し、項目、使用目的、担当窓口、収集手段等を記載したリストを作成するとともに、その内容について共通認識を図るものとする。</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>4 迅速に情報共有できる体制の構築</b></p> <p>国、県、市及び関係機関の情報共有手順を整理し、また、デジタル技術を活用した災害対策本部内の情報共有手順を整理するとともに、迅速な情報共有のための訓練を実施するものとする。</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>5 積雪期における情報収集体制の確立</b></p> <p>無人航空機を活用したレーザー測量など最新技術の導入や防災関係機関・民間との連携促進等により、積雪期においても被害状況の把握が遅れることがない情報収集体制の確立を図る。</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p><b>(新設)</b></p>	<p><b>第9 広報活動体制の強化</b></p>	
<p>(新設)</p>	<p>市は、災害時において、災害の状況、災害応急対策の実施状況、各種生活情報を市民に迅速かつ的確に周知するため、平時から広報活動体制の強化に努めるものとする。</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>1 デジタル技術を活用した情報発信</b></p> <p>市は、発災時において、市民が必要とする情報を迅速に発信するため、SNS等のデジタル技術</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>の活用を推進するとともに、職員の不在時であっても災害発生状況等の情報を市民に迅速に発信できるよう、円滑かつ確実な情報発信に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市は、災害時において多くの市民が公式SNS等から情報を収集できるよう、平時から公式SNS等の周知に努めるものとする。</u></p> <p><b>2 報道機関との連携強化</b></p> <p><u>市民へ情報を伝達し、適切な行動を促すためには、報道機関による情報発信も重要であることから、市は、報道機関と災害時の情報発信に関する意見交換などを行い、連携の強化に努めるものとする。</u></p> <p><b>3 フェーズに応じた情報発信</b></p> <p><u>市は、必要な情報を市民に迅速かつ的確に周知するため、各フェーズにおいて、市民に発信する情報項目、発信主体、発信手段等をまとめたマニュアルを作成するとともに、平時から関係機関と共有するものとする。</u></p> <p><b>4 災害時における広報記録の保存・活用</b></p> <p><u>市は、災害時に作成した広報資料を保存し、今後の災害時における広報活動の参考資料として活用するものとする。</u></p> <p><b>5 Lアラートを活用した生活支援情報の発信</b></p> <p><u>市は、Lアラートを活用して給水や災害廃棄物の処理等の生活支援情報を市民や報道機関に対して発信できるよう、体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><b>6 多様な情報伝達手段の確保</b></p> <p><u>災害時における情報伝達は、適切な避難をするうえで非常に重要であることから、県及び市は、音声や多言語による情報発信、自主防災組織による支援、アプリの活用等、要配慮者の特性に応じた多様な情報伝達手段を確保し、多重化を行うことで、確実に情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p><b>第9 各主体の役割</b></p>	<p><b>第10 各主体の役割</b></p>	
<p><b>第5節 気象情報・洪水予報・水防警報の収集・伝達</b></p>	<p><b>第5節 気象情報・洪水予報・水防警報の収集・伝達</b></p>	
<p><b>第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準</b></p>	<p><b>第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準</b></p>	
<p><b>1 注意報の種類及び発表基準</b></p>	<p><b>1 注意報の種類及び発表基準</b></p>	
<p>(2) 特別警報・警報・注意報</p>	<p>(2) 特別警報・警報・注意報</p>	

(ア) 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(新設)

(イ) 警報・注意報の種類及び発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在  
発表官署 富山地方気象台

高岡市	府県予報区	富山県	
	一次細分区域	西部	
市町村等をまとめた地域			
西部北			
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	16
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	120
	洪水	流域雨量指数基準	千保川流域=9.6, 祖父川流域=6.1, 中川流域=4.7, 岸渡川流域=6.6, 子撫川流域=10, 和田川流域=6.3
		複合基準*1	千保川流域=(14, 8.6), 和田川流域=(8, 5.6)
		指定河川洪水予報による基準	庄川[小牧・大門], 小矢部川[石動・長江]
	暴風	平均風速	陸上 20m/s 海上 20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	4.5m
	高潮	潮位	1.0m
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	82
	洪水	流域雨量指数基準	千保川流域=7.6, 祖父川流域=4.8, 中川流域=3.7, 岸渡川流域=5.2, 子撫川流域=8, 和田川流域=5
		複合基準*1	千保川流域=(5, 6.8), 和田川流域=(5, 5)
		指定河川洪水予報による基準	庄川[大門], 小矢部川[長江]
	強風	平均風速	陸上 12m/s 海上 15m/s
	風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ15cm
	波浪	有義波高	2.0m
	高潮	潮位	0.7m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上かつ日降水量20mm以上	
	濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%	
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合	
	低温	夏期:最低気温17℃以下の日が連続 冬期:最低気温-6℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

\*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(ア) 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。

(イ) 警報・注意報の種類及び発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年5月29日現在  
発表官署 富山地方気象台

高岡市	府県予報区	富山県	
	一次細分区域	西部	
市町村等をまとめた地域			
西部北			
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	16
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	120
	洪水	流域雨量指数基準	千保川流域=10.4, 祖父川流域=6, 中川流域=4.7, 岸渡川流域=5.7, 子撫川流域=9.7, 和田川流域=6.4
		複合基準*1	小矢部川流域=(6, 34), 千保川流域=(8, 9.3), 和田川流域=(8, 5.7)
		指定河川洪水予報による基準	庄川[小牧・大門], 小矢部川[石動・長江]
	暴風	平均風速	陸上 20m/s 海上 20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 雪を伴う 海上 20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	4.5m
	高潮	潮位	1.0m
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	82
	洪水	流域雨量指数基準	千保川流域=8.3, 祖父川流域=4.8, 中川流域=3.8, 岸渡川流域=4.6, 子撫川流域=7.7, 和田川流域=5.1
		複合基準*1	小矢部川流域=(5, 27), 千保川流域=(5, 7.5), 和田川流域=(5, 5.1)
		指定河川洪水予報による基準	庄川[大門], 小矢部川[長江]
	強風	平均風速	陸上 12m/s 海上 15m/s
	風雪	平均風速	陸上 12m/s 雪を伴う 海上 15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	6時間降雪の深さ15cm
	波浪	有義波高	2.0m
	高潮	潮位	0.7m
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が12℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上かつ日降水量20mm以上	
	濃霧	視程	陸上 100m 海上 500m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%	
	なだれ	1. 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2. 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合	
	低温	夏期:最低気温17℃以下の日が連続 冬期:最低気温-6℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

\*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

気象庁 HP の標記に  
合わせ修正

警報等の基準変更

(3) キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布等)		(3) キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布等)		気象庁の表記に合わせ修正
種類	概要	種類	概要	
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」 (黒) : 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」 (紫) : 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」 (赤) : 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」 (黄) : ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高ま<u>っている場所</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」 (黒) : 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」 (紫) : 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」 (赤) : 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」 (黄) : ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p>	浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。<u>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報 (浸水害) 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」 (黒) : 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>	
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」 (黒) : 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」 (紫) : 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」 (赤) : 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」 (黄) : ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高ま<u>っている場所</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」 (黒) : 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」 (紫) : 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」 (赤) : 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」 (黄) : ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>	
流域雨量指数の予測値	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川 (水位周知河川及びその他河川) の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時</u>	流域雨量指数の予測値	<u>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度 (大川川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度) の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を</u>	気象庁の表記に合わせ修正

系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）（富山地方气象台）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県西部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県）で発表される。大雨（追加）に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 富山県気象情報（富山地方气象台）

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する富山県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報等として発表される。

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表される。

(略)

(7) 記録的短時間大雨情報（気象庁）

県内で、大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキキクル（危険度分布）の「危険」（紫色の警戒レベル4相当）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「キキクル（危険度分布）」で確認する必要がある。

(9) 指定河川洪水予報（富山地方气象台、富山河川国道事務所）

(略)

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）（富山地方气象台）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県西部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県）で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 富山県気象情報（富山地方气象台）

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒が呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する富山県気象情報」、「記録的な大雨に関する北陸地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する富山県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(略)

(7) 記録的短時間大雨情報（気象庁）

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

富山県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

(9) 指定河川洪水予報（富山地方气象台、富山河川国道事務所）

(略)

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

気象庁の表記に合わせ修正

気象庁の表記に合わせ修正

気象庁の表記に合わせ修正

	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位 <u>以上</u> の状況が継続しているとき、又は <u>3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる</u> ときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示 <u>等</u> の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に <u>(追加)</u> 達すると見込まれるとき、避難判断水位に <u>(追加)</u> 達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスク <u>等</u> を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位 <u>を超える</u> 状況が継続しているとき、又は <u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる</u> ときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示 <u>(削除)</u> の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に <u>到達</u> すると見込まれるとき、避難判断水位に <u>到達</u> し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスク <u>(削除)</u> を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

実態に合わせ修正

実態に合わせ修正

2 火災気象通報の基準並びに火災警報の発令基準

(2) 火災警報・火災注意報

ア 火災警報

市長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定により「火災警報」を発令することができる。発令基準は、次のいずれかの条件を満たしたときである。

- (ア) 実効湿度が65%以下、最小湿度40%以下で最大風速7m/sを超える見込みのとき。
- (イ) 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪等の場合は発令しないことがある。

イ 火災注意報

消防長は、気象条件が火災警報の発令基準にまでは達しないが、火災が発生しやすく、又は発生した火災が延焼拡大するおそれのある状況になったと認めるときは、高岡市消防火災注意報発令要領により「火災注意報」を発令することができる。発令基準は、次のいずれかの条件を満たしたときである。

- (ア) 相対湿度が45%以下にして、風速が7m/s以上となり、消防長が必要と認めるとき。
- (イ) 平均風速が8m/s以上となり、消防長が必要と認めるとき。

2 火災気象通報の基準並びに火災警報の発令基準

(2) 火災警報・火災注意報

	火災警報	
	火災全般	林野火災警報 林野火災に限定
対象火災	火災全般	林野火災に限定
発令指標	次の(1)又は(2)のいずれかの条件に該当 (1) 気象台から火災気象通報があった場合 (2) 次のいずれかの条件に該当 ① 実効湿度が65%以下、最小湿度40%以下で最大風速7m/sを超える見込みのとき。 ② 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、当日に降水が見込まれる場合には、発令しないことができる。	次の①又は②のいずれかの条件に該当、かつ、強風注意報が発表されているとき。ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないことができる。 ① 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下。 ② 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表されているときとする。
発令者	市長	市長

火災予防条例一部改正に伴う修正

	火災注意報	林野火災注意報
対象火災	火災全般	林野火災に限定
発令指標	次の①又は②のいずれかの条件に該当 ①相対湿度が45%以下にして、風速が7m/s以上となり、消防長が必要と認めるとき。 ②平均風速が8m/s以上となり、消防長が必要と認めるとき。	次の①又は②のいずれかの条件に該当するとき。ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないことができる。 ①前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下。 ②前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表されているときとする。
発令者	消防長	市長

#### 第4 災害情報の伝達

##### 1 伝達体制

###### (1) 気象予報等の伝達

キ 市は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、(追加) 防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

#### 第4 災害情報の伝達

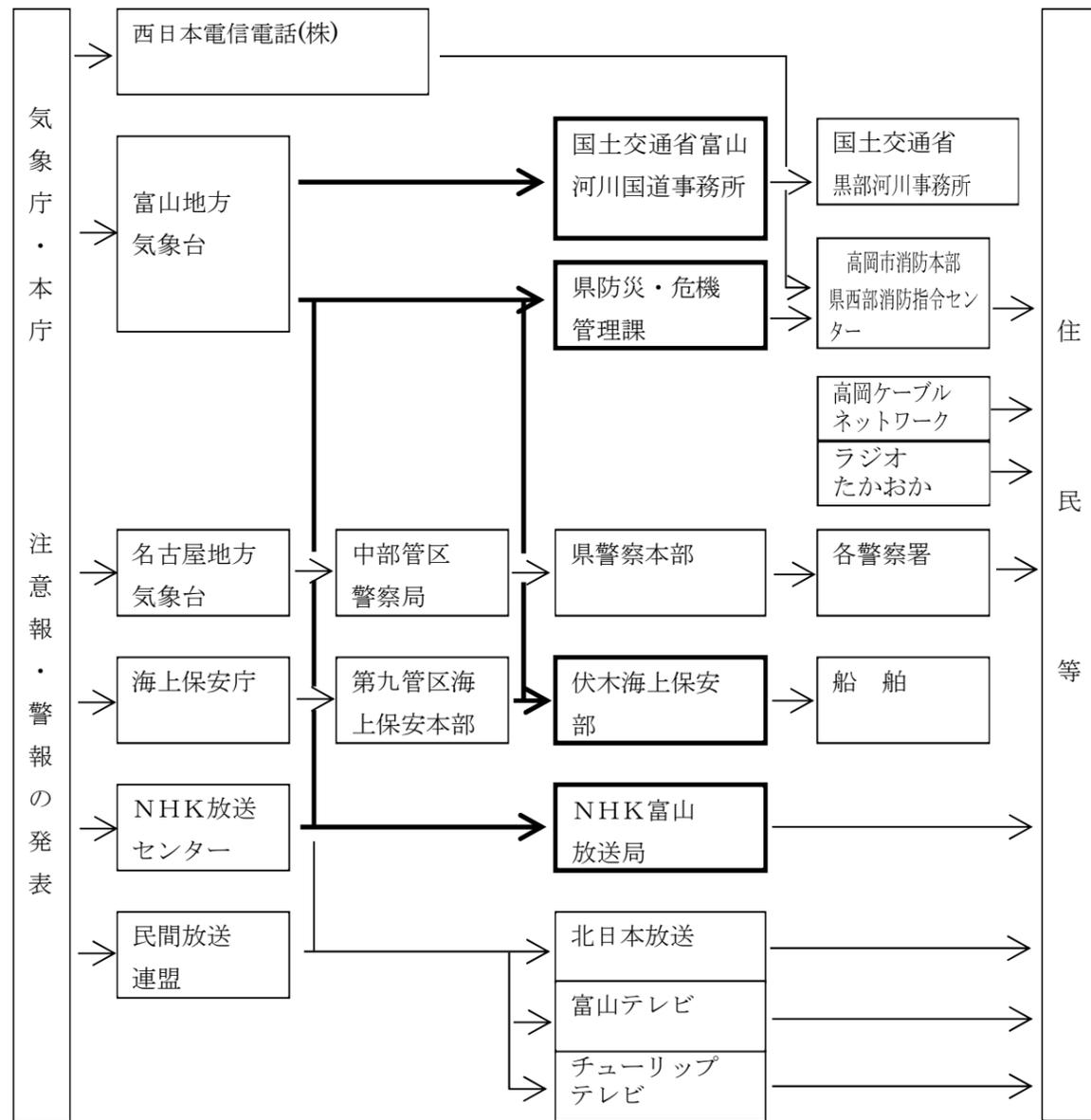
##### 1 伝達体制

###### (1) 気象予報等の伝達

キ 市は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、緊急速報メール（エリアメール）、SNS、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、(削除)、ホームページ、テレビ、ラジオ（臨時災害放送局（コミュニティFM放送を含む。））、インターネット、防災アプリ、防災情報の受信を登録した固定電話・FAX、まごころボタン、住民同士の声かけ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

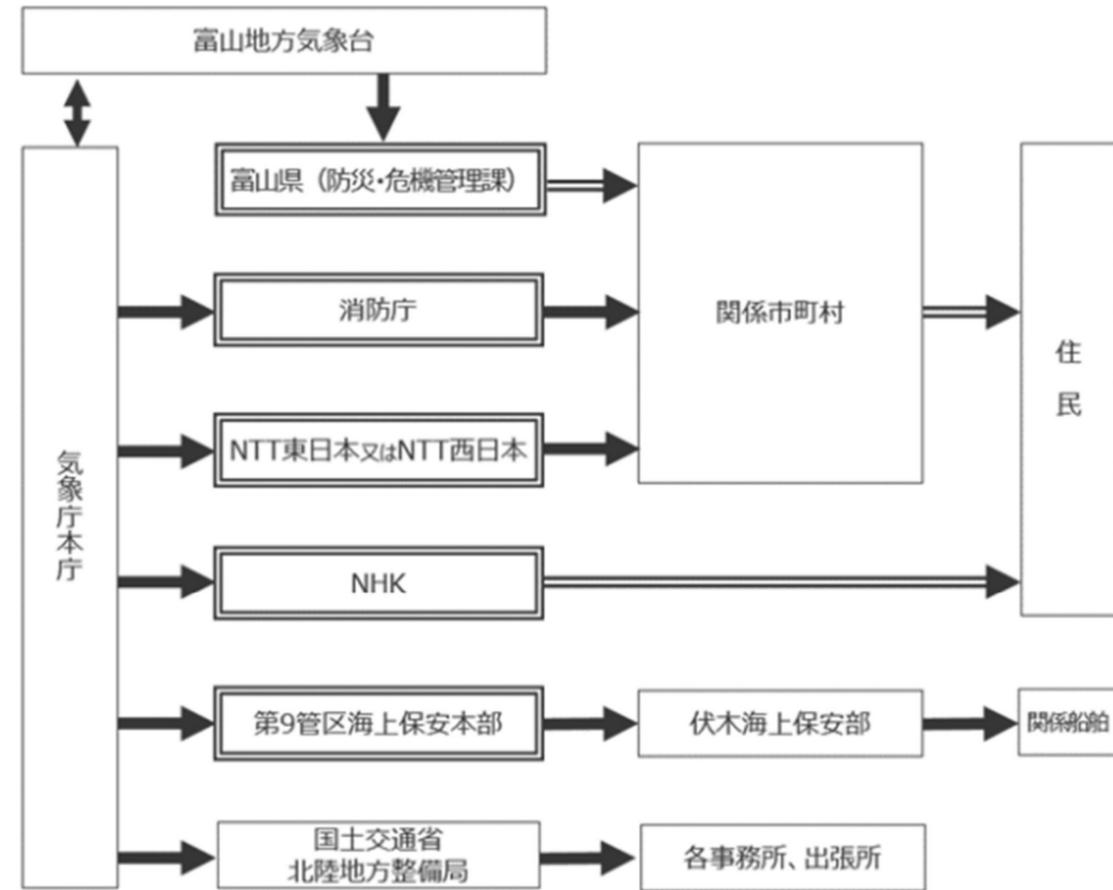
県災害対応検証を踏まえた修正

3 気象情報等伝達系統図



凡例  
 —— 法令（気象業務法等）による通知系統  
 —— 地域防災計画、行政協定、その他による伝達系統  
 [ ] 法令により、富山地方気象台から警報事項を受領する機関

3 気象情報等伝達系統図



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。  
 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

実態に合わせて修正

## 第6節 通信の確保

大規模災害時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集手段の確保が重要である。防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する必要がある。

(新設)

## 第7節 広報・広聴活動

### 第1 業務の内容

#### 3 広報活動の実施

##### (1) 市の広報活動

市は、広報活動の実施主体として災害情報を迅速に収集、確認、整理し、庁内で共有する。上記広報活動の基準に基づき、報道機関に公表するとともに、市民等に対し (追加) 広報車、防災行政無線、Lアラート(災害情報共有システム)、ホームページ、テレビ、ラジオ(臨時災害放送局(コミュニティFM放送を含む。))、インターネット (追加) の情報伝達手段等を活用して広報活動を行う。なお、ラジオによる広報ではコミュニティFM緊急割り込み放送や緊急告知ラジオを活用した情報提供も行う。

## 第10節 住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営

### 第1 業務の内容

#### 2 避難所の統廃合

避難所は、避難者数の減少に応じて段階的に統廃合を行い、効率的な運営体制の整備を図る。  
(新設)

#### 3 管理・運営体制

避難者の運営管理は、市職員、施設職員、教職員、国・県・他市町村等の応援職員、自主防災組織、防災組織、ボランティア (追加) 等の相互協力のもとに次の事項に留意し実施する。  
(略)

市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報伝達、食料、飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織 (追加)、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営

## 第6節 通信の確保

大規模災害時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集手段の確保が重要である。防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する必要がある。

国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的な利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。

## 第7節 広報・広聴活動

### 第1 業務の内容

#### 3 広報活動の実施

##### (1) 市の広報活動

市は、広報活動の実施主体として災害情報を迅速に収集、確認、整理し、庁内で共有する。上記広報活動の基準に基づき、報道機関に公表するとともに、市民等に対し 緊急速報メール(エリアメール)、SNS、広報車、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、(削除)、ホームページ、テレビ、ラジオ(臨時災害放送局(コミュニティFM放送を含む。))、インターネット、防災アプリ、防災情報の受信を登録した固定電話・FAX、まごころボタン、住民同士の声かけ等の情報伝達手段等を活用して広報活動を行う。(削除)

## 第10節 住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営

### 第1 業務の内容

#### 2 避難所の統廃合

避難所は、避難者数の減少に応じて段階的に統廃合を行い、効率的な運営体制の整備を図る。  
市は、発災後の状況に応じて、避難所の撤収を判断し、避難所の運営組織リーダーなどを通じて避難者に周知するものとする。

#### 3 管理・運営体制

避難者の運営管理は、市職員、施設職員、教職員、国・県・他市町村等の応援職員、自主防災組織、防災組織、ボランティア、防災士等の相互協力のもとに次の事項に留意し実施する。  
(略)

市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報伝達、食料、飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、防災士、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

県災害対応検証を踏まえた修正

県災害対応検証を踏まえた修正

県災害対応検証を踏まえた修正

県災害対応検証を踏まえた修正

<p>に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p><b>5 要配慮者への配慮</b></p> <p>(1) 避難所での配慮</p> <p>市は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。<u>(追加)</u> また、<u>避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、(追加)</u> 必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>5 要配慮者への配慮</b></p> <p>(1) 避難所での配慮</p> <p>市は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。<u>避難所の生活環境整備にあたり、必要に応じて子育て支援ネットワーク等の団体を紹介するなど、関係団体の専門的知識等を活用した支援を行うものとする。</u> また、<u>ベッド、パーティション、テントなどを避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるとともに、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事、入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>
<p><b>第 11 節 避難所等における防疫保健衛生対策</b></p>	<p><b>第 11 節 避難所等における防疫保健衛生対策</b></p>	
<p><b>第 1 業務の内容</b></p>	<p><b>第 1 業務の内容</b></p>	
<p><b>2 防疫対策</b></p> <p>(1) 防疫活動実施体制</p> <p>市は、被災の程度に応じて迅速に防疫活動ができるよう防疫班を組織し、必要に応じて適切な措置を講ずる。また、災害規模により市のみで対応ができない場合は、県の支援を要請する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 感染症発生時の対策</p> <p>エ 市は、避難所等において<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p>	<p><b>2 防疫対策</b></p> <p>(1) 防疫活動実施体制</p> <p>市は、被災の程度に応じて迅速に防疫活動ができるよう防疫班を組織し、必要に応じて適切な措置を講ずる。また、災害規模により市のみで対応ができない場合は、県の支援を要請する。</p> <p><u>県は、富山県感染症発生動向調査システムにより、県内の感染症発生状況等を把握するほか、避難所を管轄する関係機関と連携し、避難所生活における感染管理上のリスクアセスメント、入院勧告を必要とする患者が発生した場合、感染症指定医療機関への移送を調整する。</u></p> <p><u>また、県は、平常時から精神障害者や在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法実施患者や人工透析実施患者等、医療依存度の高い難病患者の治療及び生活状況の把握に努め、被災時の支援体制を関係機関と連携して整備する。</u></p> <p>(4) 感染症発生時の対策</p> <p>エ 市は、避難所等において<u>(削除)</u> 感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>
<p><b>第 13 節 ペットの保護対策</b></p>	<p><b>第 13 節 ペットの保護対策</b></p>	

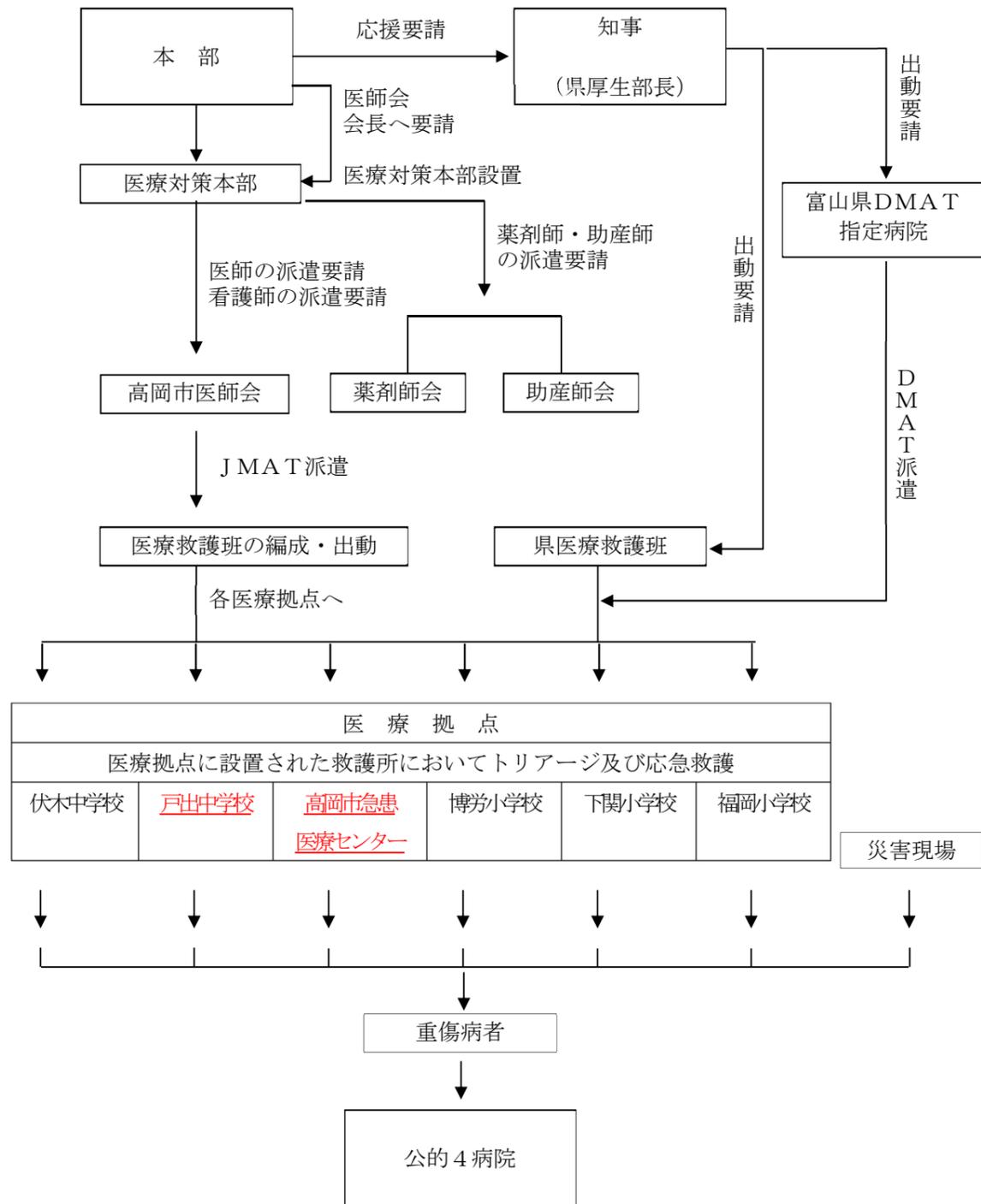
<p><b>第 1 業務の内容</b></p> <p><b>3 避難所及び仮設住宅での動物飼育支援</b></p> <p>飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める <u>(追加)</u>。</p> <p><b>第 15 節 要配慮者の支援対策</b></p>	<p><b>第 1 業務の内容</b></p> <p><b>3 避難所及び仮設住宅での動物飼育支援</b></p> <p>飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める <u>とともに、避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u></p> <p><b>第 15 節 要配慮者の支援対策</b></p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>
<p><b>第 1 業務の内容</b></p> <p><b>2 避難誘導対策</b></p> <p>イ 避難誘導體制</p> <p><u>災害時要援護者避難支援計画</u>、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、防災組織、自主防災組織 <u>(追加)</u>、民生委員・児童委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の協力を得て、要支援者に迅速に避難情報等を伝達するとともに避難誘導及び安否確認を行う。</p> <p><b>3 避難所の設置・運営</b></p> <p>ウ 視覚・聴覚障害者に対する的確な情報が伝わるよう配慮し、情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては文字又は手話等による情報提供を行う。 <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><b>6 外国人支援対策</b></p> <p>(1) 外国人の救護</p> <p>市は、地域の自主防災組織及びボランティア <u>(追加)</u> の協力を得ながら、外国人 <u>住民</u> の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。</p> <p>(2) 外国人の生活支援</p> <p>ア 外国人への情報提供</p> <p>県及び市は、<u>(追加)</u> 報道機関 <u>(追加)</u> の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービス等に関する情報の提供を行う。</p>	<p><b>第 1 業務の内容</b></p> <p><b>2 避難誘導対策</b></p> <p>イ 避難誘導體制</p> <p><u>(削除)</u> 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、防災組織、自主防災組織、<u>防災士</u>、民生委員・児童委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の協力を得て、要支援者に迅速に避難情報等を伝達するとともに避難誘導及び安否確認を行う。</p> <p><b>3 避難所の設置・運営</b></p> <p>ウ 視覚・聴覚障害者に対する的確な情報が伝わるよう配慮し、情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては文字又は手話等による情報提供を行う。 <u>(ラジオ、テレビ(字幕・手話・解説放送)、ホワイトボード、遠隔通訳サービス(手話・文字チャット)等)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>カ</u> 市は、<u>避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下を防止等のため、高岡市社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害派遣福祉チーム(DWAT)や被害支援ナースを避難所へ派遣する。</u></p> <p><b>6 外国人支援対策</b></p> <p>(1) 外国人の救護</p> <p>市は、地域の自主防災組織及びボランティア <u>や地域のキーパーソン等</u> の協力を得ながら、外国人 <u>(削除)</u> の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。</p> <p>(2) 外国人の生活支援</p> <p>ア 外国人への情報提供</p> <p>県及び市は、<u>外国人向けの防災関係等の情報サイトへのアクセスリンクを公式ウェブサイト等に記載するとともに、報道機関、外国人雇用企業、監理団体及び地域のキーパーソン等</u> の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービス等に関する情報の提供を行う。</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>

イ 避難所における相談体制の整備 市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。				
<b>第 17 節 水防活動</b>				
<b>第 1 業務の内容</b>				
<b>3 浸水区域、土砂災害警戒区域の警戒</b> (2) 土砂災害警戒区域 ア <u>土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所</u>				
<b>第 18 節 救急・救助活動</b>				
<b>第 1 業務の内容</b>				
<b>7 感染症対策</b> 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、職員の健康管理や <u>マスク着用</u> 等を徹底するものとする。				
<b>第 19 節 医療救護活動</b>				
<b>発災前後の対応（タイムスケジュール）</b>				
<table border="1"> <tr> <td>避難指示</td> <td><u>(追加)</u> 医療機関の被災状況、受入可否の把握、職員の招集</td> </tr> <tr> <td>災害による被害発生中</td> <td><u>(追加)</u>  医療対策本部の設置 負傷者等の状況、救護所の設置状況把握 医療救護班の派遣 関係機関への要請 医療関係ボランティアの把握</td> </tr> </table>	避難指示	<u>(追加)</u> 医療機関の被災状況、受入可否の把握、職員の招集	災害による被害発生中	<u>(追加)</u>  医療対策本部の設置 負傷者等の状況、救護所の設置状況把握 医療救護班の派遣 関係機関への要請 医療関係ボランティアの把握
避難指示	<u>(追加)</u> 医療機関の被災状況、受入可否の把握、職員の招集			
災害による被害発生中	<u>(追加)</u>  医療対策本部の設置 負傷者等の状況、救護所の設置状況把握 医療救護班の派遣 関係機関への要請 医療関係ボランティアの把握			
<b>第 1 業務の内容</b>				
<b>3 医療対策本部の設置</b> 市及び市医師会は、災害発生時における医療救護に関する対策を迅速かつ的確に遂行するため、高岡市災害対策本部内のもとに <u>(追加)</u> 医療対策本部を設置する。 <u>(新設)</u>				

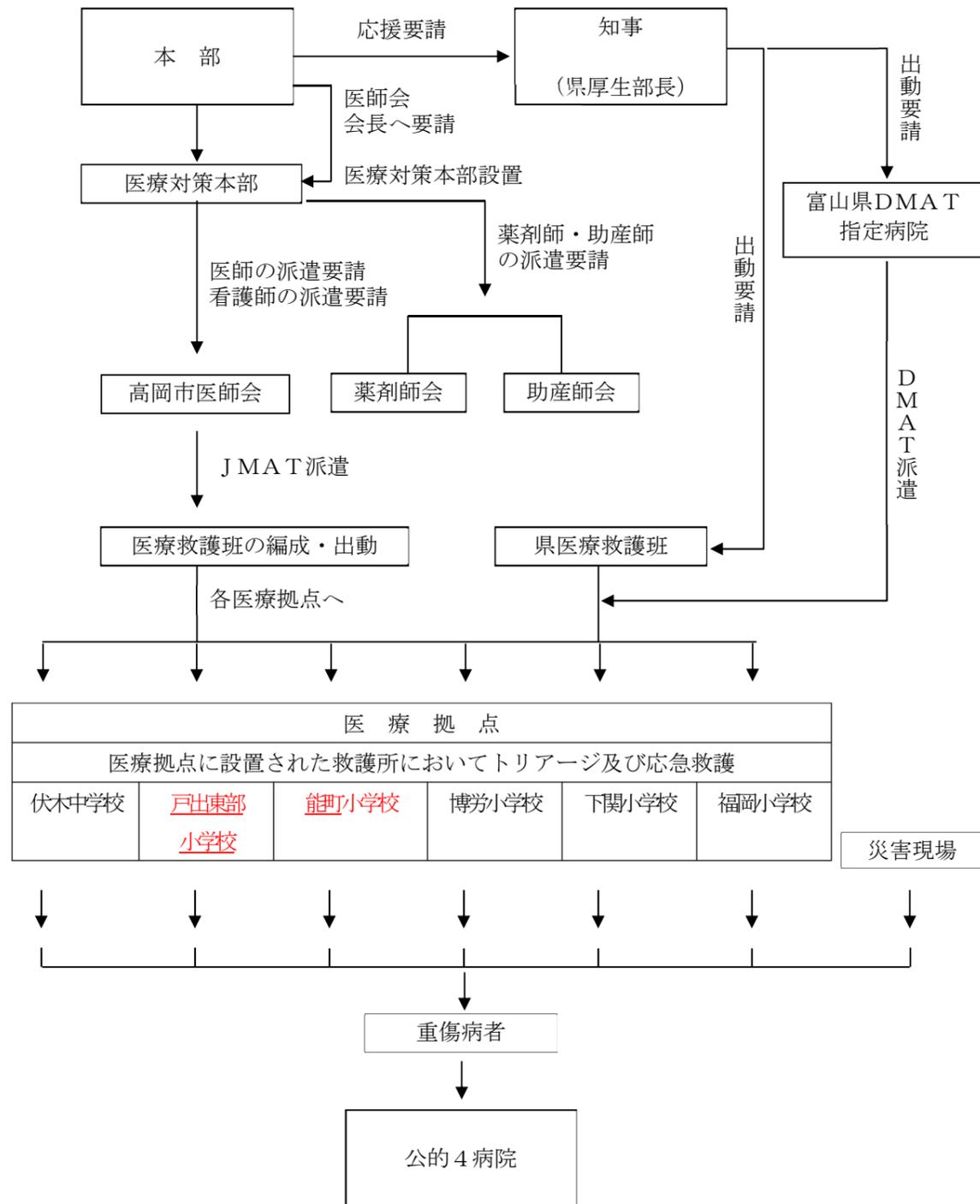
イ 避難所における相談体制の整備 市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、ボランティア、 <u>富山県災害多言語支援センター及び外国人雇用企業、監理団体</u> 等の協力を得ながら、相談体制を整備する。 <u>また、携帯型翻訳機・アプリ等の活用を推進する。</u>	県災害対応検証を踏まえた修正				
<b>第 17 節 水防活動</b>					
<b>第 1 業務の内容</b>					
<b>3 浸水区域、土砂災害警戒区域の警戒</b> (2) 土砂災害警戒区域 ア <u>土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</u>	国の呼称に合わせた修正				
<b>第 18 節 救急・救助活動</b>					
<b>第 1 業務の内容</b>					
<b>7 感染症対策</b> 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、 <u>(削除)</u> 感染症対策のため、職員の健康管理 <u>(削除)</u> 等を徹底するものとする。	国の防災基本計画の記載に合わせ修正				
<b>第 19 節 医療救護活動</b>					
<b>発災前後の対応（タイムスケジュール）</b>					
<table border="1"> <tr> <td>避難指示</td> <td><u>災害の状況に応じて、</u>医療機関の被災状況、受入可否の把握、職員の招集</td> </tr> <tr> <td>災害による被害発生中</td> <td><u>災害対策本部長から医療対策本部の設置を要請（市医師会及び公的病院等は、やむを得ない場合においては、本部長の要請を待たずに、医療対策本部を設置するものとする。）</u> 医療対策本部の設置 負傷者等の状況、救護所の設置状況把握 医療救護班の派遣 関係機関への要請 医療関係ボランティアの把握</td> </tr> </table>	避難指示	<u>災害の状況に応じて、</u> 医療機関の被災状況、受入可否の把握、職員の招集	災害による被害発生中	<u>災害対策本部長から医療対策本部の設置を要請（市医師会及び公的病院等は、やむを得ない場合においては、本部長の要請を待たずに、医療対策本部を設置するものとする。）</u> 医療対策本部の設置 負傷者等の状況、救護所の設置状況把握 医療救護班の派遣 関係機関への要請 医療関係ボランティアの把握	市災害対応検証を踏まえた修正
避難指示	<u>災害の状況に応じて、</u> 医療機関の被災状況、受入可否の把握、職員の招集				
災害による被害発生中	<u>災害対策本部長から医療対策本部の設置を要請（市医師会及び公的病院等は、やむを得ない場合においては、本部長の要請を待たずに、医療対策本部を設置するものとする。）</u> 医療対策本部の設置 負傷者等の状況、救護所の設置状況把握 医療救護班の派遣 関係機関への要請 医療関係ボランティアの把握				
<b>第 1 業務の内容</b>					
<b>3 医療対策本部の設置</b> 市及び市医師会は、災害発生時における医療救護に関する対策を迅速かつ的確に遂行するため、高岡市災害対策本部内のもとに <u>本部長の要請に応じ</u> 医療対策本部を設置する。 <u>なお、市医師</u>	市災害対応検証を踏まえた修正				

<p><b>4 救護所の設置・開設</b></p> <p>(1) 救護所の設置・開設</p> <p>医療対策本部は、本部が収集した被害状況をもとに、あらかじめ定めた医療拠点（伏木中学校、<u>戸出中学校</u>、<u>高岡市急患医療センター</u>、博労小学校、下関小学校、福岡小学校）のうち、医療対策本部が必要と認めた地区の医療拠点に救護所を設置・開設する。</p> <p><b>5 医療救護体制</b></p> <p>(1) 救護所での医療救護</p> <p>救護所は、収容を伴わない初期救急医療に相当する応急処置を行う。</p> <p>ア 救護所の開設、医療の開始</p> <p>(ア) <u>災害発生時は</u>、医療対策班及び医師会は、速やかに救護所を開設し、医療救護活動を開始する。</p>	<p><u>会及び公的病院等は、災害対策本部と通信の途絶等のため、要請を待って設置すると、医療救護の時機を失する場合等、緊急でやむを得ない場合においては、本部長の要請を待たずに、医療対策本部を設置するものとする。</u></p> <p><b>4 救護所の設置・開設</b></p> <p>(1) 救護所の設置・開設</p> <p>医療対策本部は、本部が収集した被害状況をもとに、あらかじめ定めた医療拠点（伏木中学校、<u>戸出東部小学校</u>、<u>能町小学校</u>、博労小学校、下関小学校、福岡小学校）のうち、医療対策本部が必要と認めた地区の医療拠点に救護所を設置・開設する。</p> <p><b>5 医療救護体制</b></p> <p>(1) 救護所での医療救護</p> <p>救護所は、収容を伴わない初期救急医療に相当する応急処置を行う。</p> <p>ア 救護所の開設、医療の開始</p> <p>(ア) <u>災害発生後、災害対策本部長から要請があったとき</u>、医療対策班及び医師会は、速やかに救護所を開設し、医療救護活動を開始する。<u>なお、市医師会及び公的病院等は、災害対策本部と通信の途絶等のため、要請を待って設置すると、医療救護の時機を失する場合等、緊急でやむを得ない場合においては、本部長の要請を待たずに、医療対策本部を設置するものとする。</u></p>	<p>実態に合わせ修正</p> <p>市災害対応検証を踏まえた修正</p>
---	--	---------------------------------------

〈(追加) 救護体制フロー〉



〈本市被災時の救護体制フロー〉



市災害対応検証を踏  
まえた修正

実態に合わせ修正

<p><b>第1 業務の内容</b></p> <p>7 災害派遣医療チーム（DMAT）<u>（追加）</u>の派遣</p> <p>県は、市からの協力要請、又は医療救護を必要と認めた場合、災害拠点病院及び救命救急センター等が行う、災害派遣医療チーム（DMAT）を<u>（追加）</u>派遣して、被災地における迅速な医療活動を展開する。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><b>第1 業務の内容</b></p> <p>7 災害派遣医療チーム（DMAT）<u>等</u>の派遣</p> <p>県は、市からの協力要請、又は医療救護を必要と認めた場合、災害拠点病院及び救命救急センター等が行う、災害派遣医療チーム（DMAT）、<u>ドクターヘリ、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース等を協定に基づき</u>派遣して、被災地における迅速な医療活動を展開する。</p> <p><u>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難場所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施するものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>
<p><b>第2 各主体の役割</b></p> <p>1 県</p> <p>ア 市からの協力要請、又は医療救護を必要と認めた際の、富山県立中央病院、日赤富山県支部、県医師会等関係機関、災害拠点病院及び災害派遣医療チーム（DMAT）指定病院に対する<u>（追加）</u>協力要請</p> <p>3 関係機関</p> <p>(2) 医療機関等</p> <p>ウ <u>医療救護班及び歯科医療救護班の、</u>市から救護班の派遣要請があった場合の、医療救護班（災害派遣医療チーム〔DMAT〕を含む。）<u>（追加）</u>の派遣</p>	<p><b>第2 各主体の役割</b></p> <p>1 県</p> <p>ア 市からの協力要請、又は医療救護を必要と認めた際の、富山県立中央病院、日赤富山県支部、県医師会等関係機関、災害拠点病院及び災害派遣医療チーム（DMAT）指定病院に対する<u>協定に基づく</u>協力要請</p> <p>3 関係機関</p> <p>(2) 医療機関等</p> <p>ウ <u>県・市から</u>救護班の派遣要請があった場合の、医療救護班（災害派遣医療チーム〔DMAT〕を含む。）<u>及び歯科医療救護班の</u>派遣</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>市災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p><b>第20節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策</b></p> <p><b>第1 業務の内容</b></p> <p>1 道路施設の応急対策</p> <p>(2) 緊急の措置等</p> <p>イ 道路啓開</p> <p>(ア) 道路管理者は関係機関との調整を図り、「第23節 道路・河川における障害物除去」に基づき、応急措置を実施するため障害となる路上工作物の除去<u>（追加）</u>等の簡易な応急復旧作業により、道路啓開を<u>（追加）</u>行う<u>（追加）</u>。<u>（追加）</u>また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第20節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策</b></p> <p><b>第1 業務の内容</b></p> <p>1 道路施設の応急対策</p> <p>(2) 緊急の措置等</p> <p>イ 道路啓開</p> <p>(ア) 道路管理者は関係機関との調整を図り、「第23節 道路・河川における障害物除去」に基づき、応急措置を実施するため障害となる路上工作物の除去<u>（路面変状の補修やう回路の整備を含む）</u>等の簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。</p> <p>(略)</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>

(新設)

## 第 23 節 土砂災害・斜面災害の応急対策

### 第 1 業務の内容

#### 2 災害の未然防止

##### (1) 情報の収集及び伝達

(略)

ウ 各施設の管理者は、富山県土砂災害警戒情報支援システム等により情報収集を行い、気象等の状況により風水害等が発生するおそれがある場合には、次により施設の点検、巡視を行う。

施設管理者	気象状況	点検・巡視箇所
治山	降雨等により土砂災害のおそれがある場合	山地災害危険箇所及び治山施設設置箇所
砂防等	降雨等により土砂災害のおそれがある場合	<u>土石流危険渓流</u> 及び砂防施設 <u>地すべり危険箇所</u> 及び防止施設 <u>急傾斜地崩壊危険箇所</u> 及び防止施設 その他砂防関係施設

#### 5 応急復旧に関する応援要請

大規模災害時など、市や県のみでの対応が困難と判断される場合においては、国土交通省北陸地方整備局は緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧 (追加) その他災害応急対策に対する支援を実施する。

(略)

(新設)

## 第 27 節 農地・農業用施設の応急対策

### 第 2 各主体の役割

#### 3 市

(略)

イ 土地改良区等と連携した農業用ダム・ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検

(エ) 国及び県は、北陸圏域の道路啓開等の計画の作成にあたり、各県の異なる状況を踏まえ、道路管理者（北陸地方整備局、県、中日本高速道路株式会社）と関係機関（警察、自衛隊、建設業協会、測量設計業協会等）が地区WGの開催等により情報共有を図りながら、優先的に啓開を行う路線及び道路啓開実施体制等を整理し、関係機関の役割を明確化し、連携を支援するものとする。

## 第 23 節 土砂災害・斜面災害の応急対策

### 第 1 業務の内容

#### 2 災害の未然防止

##### (1) 情報の収集及び伝達

(略)

ウ 各施設の管理者は、富山県土砂災害警戒情報支援システム等により情報収集を行い、気象等の状況により風水害等が発生するおそれがある場合には、次により施設の点検、巡視を行う。

施設管理者	気象状況	点検・巡視箇所
治山	降雨等により土砂災害のおそれがある場合	山地災害危険箇所及び治山施設設置箇所
砂防等	降雨等により土砂災害のおそれがある場合	<u>土砂災害警戒区域等、土砂災害特別警戒区域、砂防施設、防止施設及びその他砂防関係施設</u>

#### 5 応急復旧に関する応援要請

大規模災害時など、市や県のみでの対応が困難と判断される場合においては、国土交通省北陸地方整備局は緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策に対する支援を実施する。

(略)

また、TEC-FORCE、警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

## 第 27 節 農地・農業用施設の応急対策

### 第 2 各主体の役割

#### 3 市

(略)

イ 土地改良区等と連携した農業用ダム・ため池、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等の緊急点検

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

国の呼称に合わせた修正

県災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

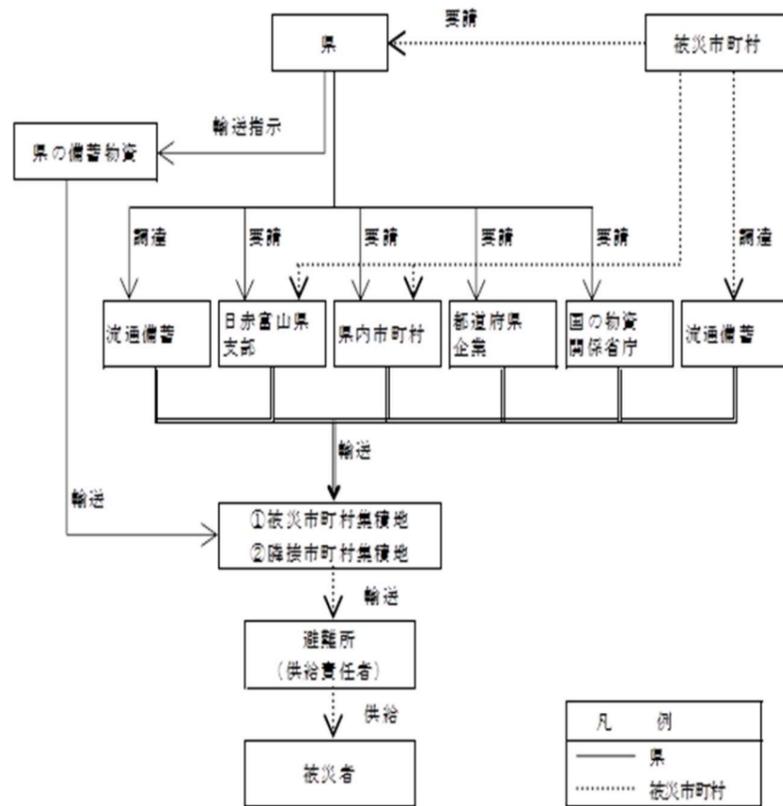
国の呼称に合わせた修正

<p><b>第 30 節 応急住宅対策</b></p>	<p><b>第 30 節 応急住宅対策</b></p>	
<p><b>第 1 応急仮設住宅</b></p>	<p><b>第 1 応急仮設住宅</b></p>	
<p><b>2 応急仮設住宅の建設</b> (略) <u>(新設)</u>  (略) <b>(2) 建設用地</b></p>	<p><b>2 応急仮設住宅の建設</b> (略) <b>(2) 体制の確立</b> <u>市は、富山県応急仮設住宅建設マニュアルを確認し、連絡及び建設に係る体制を確立する。</u> (略) <b>(3) 建設用地</b></p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>
<p><b>第 37 節 ライフライン応急対策（上水道）</b></p>	<p><b>第 37 節 ライフライン応急対策（上水道）</b></p>	
<p><b>第 1 業務の内容</b></p>	<p><b>第 1 業務の内容</b></p>	
<p><b>2 実施体制・広域応援体制</b> (2) 県 市町村相互の支援、協力について必要なあつせん、指導及び要請を行う。また、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、<u>厚生労働省</u>を通じ、全国の水道事業者等に支援を要請し十分な応急復旧体制を確立する。</p> <p><b>3 被害状況の収集伝達</b> 市は、災害が発生した場合速やかに施設の点検を行い、被害を把握する。また、被害状況の把握及び復旧の見通し並びに給水活動の状況について、県を経由し、<u>厚生労働省</u>に報告する。</p> <p><b>6 応急給水の実施（市）</b> (2) 応急給水 (略) イ 運搬給水作業は運転手 1 名、給水要員 <u>2 名</u> を標準として班編成をする。</p> <p><b>7 応急復旧対策の実施</b> (2) 復旧作業の手順 イ 施設 施設の復旧は基幹施設を優先し、特に、<u>佐野取水場、上関浄水場</u>の復旧を優先する。<u>他の基幹施設（中田配水場、国吉配水場、伏木配水場、能町ポンプ場）は、被害状況を判断して復旧する。</u></p>	<p><b>2 実施体制・広域応援体制</b> (2) 県 市町村相互の支援、協力について必要なあつせん、指導及び要請を行う。また、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、<u>国土交通省</u>を通じ、全国の水道事業者等に支援を要請し十分な応急復旧体制を確立する。</p> <p><b>3 被害状況の収集伝達</b> 市は、災害が発生した場合速やかに施設の点検を行い、被害を把握する。また、被害状況の把握及び復旧の見通し並びに給水活動の状況について、県を経由し、<u>国土交通省</u>に報告する。</p> <p><b>6 応急給水の実施（市）</b> (2) 応急給水 (略) イ 運搬給水作業は運転手 1 名、給水要員 <u>1 名</u> を標準として班編成をする。</p> <p><b>7 応急復旧対策の実施</b> (2) 復旧作業の手順 イ 施設 施設の復旧は基幹施設を優先し、特に、<u>中田配水場、国吉配水場</u>の復旧を優先する。<u>削除</u></p>	<p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p>

<p>(新設)</p> <p><b>9 積雪期の対応</b></p> <p><b>第2 各主体の役割</b></p> <p>2 県 (略)</p> <p>イ 被害が甚大な場合の、<u>厚生労働省</u>を通じた全国の水道事業者等への支援要請 (略)</p> <p><b>第38節 ライフライン応急対策（下水道）</b></p> <p><b>第1 業務の内容</b></p> <p><b>8 広域支援体制</b></p> <p>ア 県は、市町村相互の支援、協力について、必要なあつせん、指導及び要請を行う。 イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、<u>「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」</u>に基づき、<u>中部ブロック構成員に支援を要請し、十分な応急復旧体制を確立する。</u> <u>(新設)</u></p> <p><b>第43節 廃棄物処理・防疫対策</b></p> <p><b>第2 風水害に伴う廃棄物処理</b></p> <p>3 し尿処理</p> <p>エ 広域的な支援・協力 (略)</p> <p>県は、市町村等による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村及び富山県環境保全協同組合に協力を要請するとともに、これらの支援活動について調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理を行うため、<u>国や隣接県</u>等に対して、支援を要請する。</p> <p>4 災害廃棄物処理</p>	<p><b>9 広域支援体制</b></p> <p>ア 県は、市町村相互の支援、協力について、必要なあつせん、指導及び要請を行う。 イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、<u>国土交通省を通じ、全国の水道事業者等に支援を要請し事業者の受入れ窓口を設置するなど、十分な応急復旧体制を確立する。</u> ウ 県は、地元以外の水道事業者が復旧工事を実施する場合に、掛かり増し経費に対する補助を検討し、事業者に対する支援に努める。</p> <p><b>10 積雪期の対応</b></p> <p><b>第2 各主体の役割</b></p> <p>2 県 (略)</p> <p>イ 被害が甚大な場合の、<u>国土交通省</u>を通じた全国の水道事業者等への支援要請 (略)</p> <p><b>第38節 ライフライン応急対策（下水道）</b></p> <p><b>第1 業務の内容</b></p> <p><b>8 広域支援体制</b></p> <p>ア 県は、市町村相互の支援、協力について、必要なあつせん、指導及び要請を行う。 イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、<u>国土交通省を通じ、全国の下水道事業者等に支援を要請し事業者の受入れ窓口を設置するなど、十分な応急復旧体制を確立する。</u> ウ 県は、地元以外の下水道事業者が復旧工事を実施する場合に、掛かり増し経費に対する補助を検討し、事業者に対する支援に努める。</p> <p><b>第43節 廃棄物処理・防疫対策</b></p> <p><b>第2 風水害に伴う廃棄物処理</b></p> <p>3 し尿処理</p> <p>エ 広域的な支援・協力 (略)</p> <p>県は、市町村等による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村及び富山県環境保全協同組合に協力を要請するとともに、これらの支援活動について調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理を行うため、<u>国（災害廃棄物処理支援ネットワーク）や他都道府県（大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会）</u>等に対して、支援を要請する。</p> <p>4 災害廃棄物処理</p>	<p>県災害対応検証を踏 まえた修正</p> <p>文言の修正</p> <p>県災害対応検証を踏 まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏 まえた修正</p>
---	---	---

<p><u>(新設)</u></p> <p><b>5 広域的な支援・協力の確保</b> (略)</p> <p>県は、市による相互の支援の状況 <u>(追加)</u> をふまえつつ、他市町村、社団法人産業資源循環協会及び社団法人富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国 <u>(追加)</u> や <u>隣接県 (追加)</u> 等に対して支援を要請する。</p>	<p><u>市は、事前に定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や被災家屋の棟数、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して災害廃棄物処理実行計画を作成し、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、住民等への啓発・広報、必要に応じた損壊家屋等の解体・撤去等を行うとともに、速やかに住民・ボランティアセンター等に対し啓発・広報（災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法、解体・撤去の手続き等）を行い、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を図る。</u></p> <p><u>加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u></p> <p><u>県は、県災害廃棄物処理計画に基づき、市や関係機関等との連絡調整を図りながら、県災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、県は基本的には県内市町村、近隣他県、国及び民間事業者団体等との間で、災害廃棄物処理についての調整機能を担うほか、市に対して廃棄物処理や住民等への周知などに関する助言や技術的支援を行う。ただし、甚大な被害を受けた市が自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、必要により県が処理主体として直接処理を担うことがある。</u></p> <p><b>5 広域的な支援・協力の確保</b> (略)</p> <p>県は、市による相互の支援の状況、<u>支援ニーズ</u>をふまえつつ、他市町村、社団法人産業資源循環協会及び社団法人富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国 <u>(災害廃棄物処理支援ネットワーク)</u> や <u>他都道府県 (大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会)</u> 等に対して支援を要請する。</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p><b>第 44 節 飲料水・食料・生活必需品等の供給</b></p> <p><b>第 3 生活必需品の供給</b></p> <p>(3) 供給方法</p> <p>市は、被災住民への生活必需品の供給・配分を次により行う。</p> <p>ア 被災者に対する食料・生活必需品の供給は、市が開設する避難所において、避難所ごとに、<u>(追加)</u> 自主防災組織等の中からその規模に応じて複数の責任者を定めて行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 調達体制</p>	<p><b>第 44 節 飲料水・食料・生活必需品等の供給</b></p> <p><b>第 3 生活必需品の供給</b></p> <p>(3) 供給方法</p> <p>市は、被災住民への生活必需品の供給・配分を次により行う。</p> <p>ア 被災者に対する食料・生活必需品の供給は、市が開設する避難所において、避難所ごとに、<u>事前に作成している備蓄物資一覧等を活用し、</u>自主防災組織等の中からその規模に応じて複数の責任者を定めて行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 調達体制</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>

〈非常食・生活必需品の救援物資の流れ〉



(新設)

第4 輸送体制

(略)

(新設)

(新設)

第5 その他

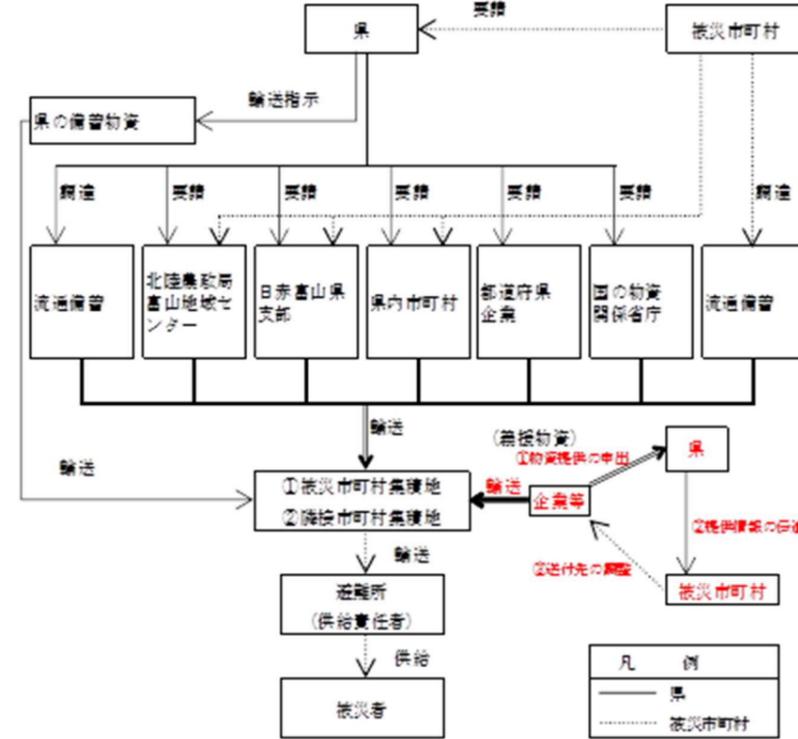
1 要配慮者に対する配慮

ア 食事に対する配慮

(略)

市は、(追加) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものし、アレルギー患者や慢性腎臓病患者など、疾病に応じて、食事に特別な医療的配慮を要する要配慮者へ適切な食事(減塩、低カリウム等)の提供に配慮する。

〈非常食・生活必需品の救援物資の流れ〉



オ 県は、企業等から物資提供の申出を受けたときは、市に提供情報を伝達し、市と企業等との連絡調整を行う。企業等は市の希望する場所に物資を配送する。

第4 輸送体制

(略)

カ 県は、関係機関、協定締結事業者等と連携して、広域物資輸送拠点の運営を行うとともに、市が一般ボランティアや自主防災組織と連携して運営する地域内輸送拠点の支援を行う。

キ 市及び県は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

第5 その他

1 要配慮者に対する配慮

ア 食事に対する配慮

(略)

市は、被災者の要望を聞きとる体制を整備し、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものし、アレルギー患者や慢性腎臓病患者など、疾病に応じて、食事に特別な医療的配慮を要する要配慮者へ適切な食事(減塩、低カリウム等)の提供に配慮する。

県災害対応検証を踏まえた修正

県災害対応検証を踏まえた修正

県災害対応検証を踏まえた修正

<p><b>第 46 節 義援金の受入れ・配分</b></p>	<p><b>第 46 節 義援金の受入れ・配分</b></p>	
<p><b>第 2 業務の内容</b></p>	<p><b>第 2 業務の内容</b></p>	
<p><b>3 義援金の配分</b></p> <p>(2) 市義援金配分委員会の構成 副市長、<u>未来</u>政策部長、福祉保健部長で構成し、委員長は、副市長をもって充てる。</p>	<p><b>3 義援金の配分</b></p> <p>(2) 市義援金配分委員会の構成 副市長、<u>市長</u>政策部長、福祉保健部長で構成し、委員長は、副市長をもって充てる。</p>	<p>機構改革に伴う修正</p>
<p><b>第 47 節 輸送</b></p>	<p><b>第 47 節 輸送</b></p>	
<p><b>第 1 情報の収集・伝達</b></p> <p>交通機関の各管理者は、災害発生後直ちに災害時緊急輸送道路を主体とした被害情報を収集するとともに、所管している施設の被害状況及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに、関係機関へ伝達する。<u>(新設)</u></p> <p>ア 被害状況 イ 輸送道路の確保、交通規制の状況 ウ 渋滞の状況 <u>(新設)</u></p>	<p><b>第 1 情報の収集・伝達</b></p> <p>交通機関の各管理者は、災害発生後直ちに災害時緊急輸送道路を主体とした被害情報を収集するとともに、所管している施設の被害状況及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに、関係機関へ伝達する。<u>また、避難に資する情報は関係機関と連携のうえ、住民に対して積極的に発信・伝達する。</u></p> <p>ア 被害状況 イ 輸送道路の確保、交通規制の状況 ウ 渋滞の状況 <u>エ 住民に対する避難情報の発信・伝達</u></p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p><b>第 3 自動車による緊急輸送に必要な手続き</b></p>	<p><b>第 3 自動車による緊急輸送に必要な手続き</b></p>	
<p>(1) 緊急通行車両の確認 (略) <u>(新設)</u></p>	<p>(1) 緊急通行車両の確認 (略) <u>エ 市及び県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両はあらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付ができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>
<p><b>第 6 緊急交通路の確保</b></p>	<p><b>第 6 緊急交通路の確保</b></p>	
<p><b>2 緊急海上輸送路の確保</b></p> <p>(2) 海上輸送路の確保 漂流物や沈殿物その他の物件によって、港湾・漁港内の船舶航行が阻害されないよう、港湾・漁港管理者は関係機関と連携し、漂流物等を除去し、安全な海上輸送路の確保に努める。 <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>2 緊急海上輸送路の確保</b></p> <p>(2) 海上輸送路の確保 漂流物や沈殿物その他の物件によって、港湾・漁港内の船舶航行が阻害されないよう、港湾・漁港管理者は関係機関と連携し、漂流物等を除去し、安全な海上輸送路の確保に努める。 <u>港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。国は、報告を受けた事項を政府本部に報告する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>
<p><b>4 輸送手段</b></p> <p>(3) ヘリコプターによる輸送</p>	<p><b>4 輸送手段</b></p> <p>(3) ヘリコプターによる輸送</p>	

<p>(略)</p> <p>航空運用調整班は、<u>(追加)</u> 災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して救急用務空域の指定を依頼するものとする。<u>また</u>、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>航空運用調整班は、<u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報(ノータム)の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から</u>災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して救急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>
<p><b>第 48 節 災害警備措置及び行方不明者の搜索</b></p>	<p><b>第 48 節 災害警備措置及び行方不明者の搜索</b></p>	
<p>大規模災害時には、一時的に社会生活が麻痺状態となり、また、災害時の混乱に乗じた各種犯罪の発生も予想される。これらの事態に対処するため、関係警察署や関係機関との緊密な連絡の下、<u>(追加)</u> 早期に警備体制を確立し、住民の生命及び身体の保護のために、警備・保安活動及び交通規制を迅速に実施することが重要である。</p>	<p>大規模災害時には、一時的に社会生活が麻痺状態となり、また、災害時の混乱に乗じた各種犯罪の発生も予想される。これらの事態に対処するため、関係警察署や関係機関との緊密な連絡の下、<u>治安維持対策の検討に努め</u>、早期に警備体制を確立し、住民の生命及び身体の保護のために、警備・保安活動及び交通規制を迅速に実施することが重要である。</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p><b>第 49 節 遺体の搜索、保護・埋葬・火葬</b></p>	<p><b>第 49 節 遺体の搜索、保護・埋葬・火葬</b></p>	
<p><b>第 1 遺体の搜索</b></p>	<p><b>第 1 遺体の搜索</b></p>	
<p>2 遺体の収容</p> <p>(1) 市</p> <p>イ 遺体収容所(安置所)は、市内の公共施設等遺体収容に適切な場所を <u>(追加)</u> 選定し開設する。なお、適切な既存建物が確保できない場合は天幕等を設置して代用する。</p>	<p>2 遺体の収容</p> <p>(1) 市</p> <p>イ 遺体収容所(安置所)は、市内の公共施設等遺体収容に適切な場所を <u>あらかじめ</u> 選定し、開設する。なお、適切な既存建物が確保できない場合は天幕等を設置して代用する。</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p><b>第 3 遺体の火葬・埋葬</b></p>	<p><b>第 3 遺体の火葬・埋葬</b></p>	
<p>3 災害救助法が適用された場合</p> <p>災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、災害の際死亡した者について遺体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>3 災害救助法が適用された場合</p> <p>災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、災害により死亡した者について遺体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p><u>その対象は、遺族がいないか、又は遺族がいても災害による混乱期等により自ら埋葬を行うことが困難な場合において、資力の有無にかかわらず実施する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p><b>第 50 節 学校等における応急対策</b></p>	<p><b>第 50 節 学校等における応急対策</b></p>	
<p><b>第 1 業務の内容</b></p>	<p><b>第 1 業務の内容</b></p>	
<p>1 学校等における応急対策</p> <p>(6) 被害・被災状況等の報告</p> <p>校長等は、速やかに被害・被災状況(児童生徒及び教職員の安否、施設の被害状況)を把握し、市教育委員会等に報告する。<u>(新設)</u></p>	<p>1 学校等における応急対策</p> <p>(6) 被害・被災状況等の報告</p> <p>校長等は、速やかに被害・被災状況(児童生徒及び教職員の安否、施設の被害状況)を把握し、市教育委員会等に報告する。<u>また、児童生徒の安否情報は、事前に定めた方法により迅速に保護者と共有する。</u></p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>

**第 54 節 ボランティアとの協働**

(略)

＜対策の方針（達成目標）＞

災害救援ボランティア活動については、高岡市災害救援ボランティア本部運営マニュアルに基づき、市社会福祉協議会が主体となり、ボランティア団体等の各種団体、個人ボランティア等と協働の上、災害救援ボランティア本部を設置し、コーディネートを行う。

災害救援ボランティア活動が円滑に行われるために、市は(追加) 災害救援ボランティア本部の実施主体となる市社会福祉協議会への情報の提供等の支援を行う。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	県災害救援ボランティア本部設置 情報の受発信
避難指示等解除	
解除後 1 日以内	県災害救援ボランティア本部員の派遣 市災害 <u>救援</u> ボランティア <u>本部</u> の設置
解除後 3 日以内	ボランティア受入れの広報の発信
事後 1 週間以内	

**第 1 ボランティア本部の設置**

(新設)

(新設)

(新設)

**第 54 節 ボランティアとの協働**

(略)

＜対策の方針（達成目標）＞

災害(削除) ボランティア活動については、高岡市災害(削除) ボランティアセンター運営マニュアルに基づき、市社会福祉協議会が主体となり、ボランティア団体等の各種団体、個人ボランティア等と協働の上、災害(削除) ボランティアセンターを設置し、コーディネートを行う。

災害(削除) ボランティア活動が円滑に行われるために、市はボランティア関係機関・団体等と連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、受援体制の整備に努めるほか、災害(削除) ボランティアセンターの実施主体となる市社会福祉協議会への情報の提供等の支援を行う。

発災前後の対応（タイムスケジュール）

高齢者等避難	
避難指示	
災害による被害発生中	県災害救援ボランティア本部設置 情報の受発信
避難指示等解除	
解除後 1 日以内	県災害救援ボランティア本部員の派遣 市災害 <u>(削除)</u> ボランティア <u>センター</u> の設置
解除後 3 日以内	ボランティア受入れの広報の発信
事後 1 週間以内	

**第 1 ボランティアセンターの設置**

大規模な災害が発生したときは、県の内外から災害ボランティアとして多数の参加が予想される。

このため、市及び県は、ボランティア関係機関・関係団体と連携し、災害ボランティアセンターを設置して、災害ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努めるものとする。ただし、災害ボランティアの受け入れ対象地域については、必要な感染防止措置を講じるものとする。

内閣府等、県、市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

県災害対応検証を踏まえた修正

<p><b>1 県災害救援ボランティア本部の設置</b> (略)</p> <p>災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については、<u>新型コロナウイルス感染症等の</u>感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。</p> <p>(2) 機能・業務</p> <p>ア 県災害対策本部及び市災害<u>救援</u>ボランティア本部との連絡調整</p> <p>イ 市災害<u>救援</u>ボランティア本部間のボランティア及び災害救援ボランティアコーディネーターなど相互支援活動の調整</p> <p><b>2 市災害救援ボランティア本部の設置</b></p> <p>高岡市災害対策本部が設置された場合は、市及び市社会福祉協議会は、連携して速やかに災害<u>救援</u>ボランティア本部を設置するものとする。</p> <p>市災害<u>救援</u>ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入窓口や連絡先 <u>(追加)</u> 等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県災害救援ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。</p> <p>災害<u>救援</u>ボランティアの受け入れ対象地域については、<u>新型コロナウイルス感染症等の</u>感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 設置場所</p> <p>市災害<u>救援</u>ボランティア本部は、「高岡市ふれあい福祉センター」とし、同施設が災害により甚大な被害を受けた場合は、「戸出防災センター」とする。</p> <p><b>3 市災害救援ボランティア現地事務所の設置</b></p> <p>市災害<u>救援</u>ボランティア本部は、被災地の状況に応じて必要がある場合には、災害<u>救援</u>ボランティア活動の拠点となる現地事務所を設置するものとし、速やかにその旨を地域住民に広報するものとする。</p> <p>なお、現地事務所を設置しない場合には、この機能は市災害<u>救援</u>ボランティア本部が担うものとする。</p> <p>(2) 機能・業務</p> <p>ア 市災害<u>救援</u>ボランティア本部との連絡調整</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。</u></p> <p><u>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u></p> <p><b>1 県災害救援ボランティア本部の設置</b> (略)</p> <p>災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については、<u>(削除)</u> 感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。</p> <p>(2) 機能・業務</p> <p>ア 県災害対策本部及び市災害 <u>(削除)</u> ボランティア <u>センター</u> との連絡調整</p> <p>イ 市災害 <u>(削除)</u> ボランティア <u>センター</u> 間のボランティア及び災害救援ボランティアコーディネーターなど相互支援活動の調整</p> <p><b>2 市災害 <u>(削除)</u> ボランティアセンターの設置</b></p> <p>高岡市災害対策本部が設置された場合は、市及び市社会福祉協議会は、連携して速やかに災害 <u>(削除)</u> ボランティア <u>センター</u> を設置するものとする。</p> <p>市災害 <u>(削除)</u> ボランティア <u>センター</u> は、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入窓口や連絡先、<u>ボランティアの活用</u> 等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県災害救援ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。</p> <p>災害 <u>(削除)</u> ボランティアの受け入れ対象地域については、<u>(削除)</u> 感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 設置場所</p> <p>市災害 <u>(削除)</u> ボランティア <u>センター</u> は、「高岡市ふれあい福祉センター」とし、同施設が災害により甚大な被害を受けた場合は、「戸出防災センター」とする。</p> <p><b>3 市災害 <u>(削除)</u> ボランティア現地事務所の設置</b></p> <p>市災害 <u>(削除)</u> ボランティア <u>センター</u> は、被災地の状況に応じて必要がある場合には、災害 <u>(削除)</u> ボランティア活動の拠点となる現地事務所を設置するものとし、速やかにその旨を地域住民に広報するものとする。</p> <p>なお、現地事務所を設置しない場合には、この機能は市災害 <u>(削除)</u> ボランティア <u>センター</u> が担うものとする。</p> <p>(2) 機能・業務</p> <p>ア 市災害 <u>(削除)</u> ボランティア <u>センター</u> との連絡調整</p> <p><u>(3) その他</u></p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
--	--	---

<p>4 富山県社会福祉協議会の取り組み (略) ウ 市災害<u>救援</u>ボランティア<u>本部</u>へ職員を配置し、被災地との連絡調整を継続的に行う。 <u>(新設)</u></p> <p><b>第2 各主体の役割</b></p> <p>3 関係機関 (1) 富山県社会福祉協議会 (略) ウ 市災害<u>救援</u>ボランティア<u>本部</u>への職員の配置による被災地との連絡調整</p> <p><b>第55節 災害救助法による救助</b></p> <p><b>第1 業務の内容</b></p> <p>5 災害救助法による救助の種類と市長による救助事務の実施 (1) 救助の種類・期間 (略) ※ 救助の適切な実務が困難な場合には、知事は内閣総理大臣（内閣府）に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。（令第3条第2項） また、<u>医療、助産、死体の処理（死体の洗浄・縫合等）</u>については、<u>(追加)</u> 日本赤十字社富山県支部に委託している。</p> <p><b>第3章 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第1節 被災者の生活再建支援</b></p> <p><b>第1 業務の内容</b></p> <p>1 被災者のための相談、支援 <u>(新設)</u></p>	<p><u>県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p> <p>4 富山県社会福祉協議会の取り組み (略) ウ 市災害<u>(削除)</u>ボランティア<u>センター</u>へ職員を配置し、被災地との連絡調整を継続的に行う。</p> <p><b>6 富山県災害救援ボランティア連絡会の取り組み</b> <u>災害時におけるボランティアの円滑な受入れ、被災者に対するボランティア活用の呼びかけ、メディアを活用したボランティアについての情報発信などについて検討するとともに、県内のボランティア関係機関・団体等の連携強化を行うため、県及びボランティア関係機関・団体等を構成員とする協議機関を設置し、相互協力・連絡体制等を整備する。</u></p> <p><b>第2 各主体の役割</b></p> <p>3 関係機関 (1) 富山県社会福祉協議会 (略) ウ 市災害<u>(削除)</u>ボランティア<u>センター</u>への職員の配置による被災地との連絡調整</p> <p><b>第55節 災害救助法による救助</b></p> <p><b>第1 業務の内容</b></p> <p>5 災害救助法による救助の種類と市長による救助事務の実施 (1) 救助の種類・期間 (略) ※ 救助の適切な実務が困難な場合には、知事は内閣総理大臣（内閣府）に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。（令第3条第2項） また、<u>避難所の設置、医療及び助産、死体の処理（洗浄、縫合等）等</u>については、<u>富山県知事</u>が日本赤十字社富山県支部に委託している。</p> <p><b>第3章 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第1節 被災者の生活再建支援</b></p> <p><b>第1 業務の内容</b></p> <p>1 被災者のための相談、支援 <u>内閣府、厚生労働省、県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>県協定内容の見直しによる修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>
--	--	--

<p>(3) 被災者台帳（被災者支援システム）の<u>整備</u></p> <p>受給資格がある被災者に対し、制度の案内が行われない、又は被災者の所在・連絡先が共有されていないなどの理由による支援漏れが発生する事態を防止し、公平な支援を効率的に実施するため、個々の被災者の被害時の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(3) 被災者台帳（被災者支援システム）の<u>活用</u></p> <p>受給資格がある被災者に対し、制度の案内が行われない、又は被災者の所在・連絡先が共有されていないなどの理由による支援漏れが発生する事態を防止し、公平な支援を効率的に実施するため、個々の被災者の被害時の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備する。</p> <p><u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するものとする。</u></p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>
---	---	-----------------------